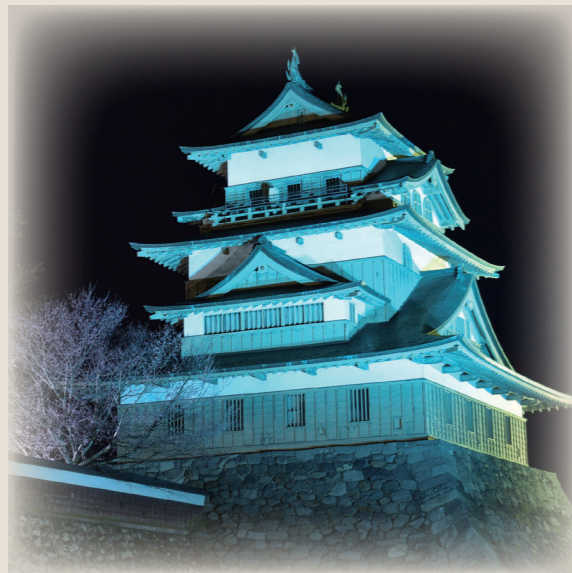


第4期 諏訪市障がい者福祉計画

諏訪市障がい福祉計画（第6期）
諏訪市障がい児福祉計画（第2期）

諏訪市障がい者福祉計画



快適な環境の中で誰もが健康で自立生活をし、 みんなで助け合い、支え合うまち

国は、地域共生社会の実現を図るため、令和2年に社会福祉法を一部改正し、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を推進することとしました。



諏訪市においても、少子高齢化や社会情勢の変化とともに、近年では既存の縦割りによる制度では解決が困難な「課題の複合化」や「制度の狭間」などが課題となっています。特に、障がい者やその介護者は、社会からの孤立や貧困、就労の困難、子育て・介護のストレス等、複合的な課題を抱えるケースが多く、「重層的支援体制の構築」が求められています。

このような状況を踏まえ、令和3年度から8年度の6年間を計画期間とする「諏訪市障がい者福祉計画」を策定しました。本計画の策定にあたっては、障がいのある方やサービス相談支援員の皆様へのアンケート調査、障がい関係団体との懇談、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会の各委員会・部会などにより、貴重なご意見とご要望をお聞きし、今後の障がい者施策の基本的な方向に反映しました。

これから計画を推進するにあたり、市民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力をいただきました策定委員の皆さまをはじめ関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和3年3月

諏訪市長 金子 ゆかり

目 次

第1編 総論

第1章 計画の概要

- (1) 計画策定の趣旨..... 1
- (2) 計画の性格・位置づけ..... 2
- (3) 計画の期間..... 4
- (4) 計画の推進体制..... 4

第2章 障がい者の状況

- (1) 諏訪市の人口と障がい者の状況..... 5
- (2) サービスの利用状況..... 10

第3章 計画の施策体系

- (1) 基本理念..... 13
- (2) 重点的に取り組む施策..... 13
- (3) 施策体系..... 14

第2編 施策の方向

第1章 地域生活の支援

- (1) 相談支援体制の充実..... 16
- (2) 地域生活移行の支援..... 17
- (3) 生活の安定に向けた取り組み..... 19
- (4) 福祉人材の養成・確保..... 20
- (5) 地域生活支援拠点等の整備・充実..... 20

第2章 就労支援の充実

- (1) 一般就労の促進..... 21
- (2) 福祉的就労の場の確保..... 22

第3章 社会参加の促進

- (1) 移動・情報コミュニケーション支援の充実..... 24
- (2) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興..... 25

第4章 保健・医療・教育の充実

- (1) 保健・医療施策の推進..... 26
- (2) 多様な障がいに対する支援..... 27
- (3) 教育・療育体制の充実..... 27

第5章 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1) 福祉のまちづくりの推進..... 30
- (2) 住宅環境の整備..... 31

(3) 防災対策の充実	31
-------------	----

第6章 権利擁護の推進

(1) 障がいに対する理解の促進	33
(2) 権利擁護、虐待防止の推進	34

第3編 障がい福祉計画（第6期）、障がい児福祉計画（第2期）

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨	36
(2) 計画の位置づけ	36
(3) 計画の期間	36
(4) 基本理念	36
(5) 計画の基本的指針	38

第2章 前期計画における成果目標の達成状況

(1) 障がい福祉計画	39
(2) 障がい児福祉計画	40

第3章 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行	41
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	41
(3) 障がい者の地域生活支援拠点等が有する機能の充実	41
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	42
(5) 障がい児支援の提供体制の整備	42
(6) 相談支援体制の充実・強化等	43
(7) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	43

第4章 活動指標

1 障がい福祉サービス等の体系	44
2 障がい福祉サービス等の見込み量と確保の方策	45
(1) 訪問系サービス	45
(2) 日中活動系サービス	45
(3) 施設・居住系サービス	47
(4) 相談支援	48
(5) 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策	49

第5章 地域生活支援事業の充実

(1) 地域生活支援事業（必須事業）	50
(2) 地域生活支援事業（任意事業）	52

第6章 サービスの提供に向けて	54
-----------------	----

資料

1	障がい福祉に関するアンケート結果.....	55
2	障がい者福祉サービス等の内容.....	66
3	用語の説明.....	68
4	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会.....	72
5	諏訪市障害者福祉計画策定委員会設置要綱.....	73
6	諏訪市障がい者福祉計画策定委員名簿.....	74
7	諏訪市障がい福祉計画策定経過.....	75

表紙：4月2日の「世界自閉症啓発デー」にあわせ、ブルーにライトアップされた高島城

本計画では、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。

法令用語や固有名詞の名称等に使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいの
ある方を表す場合は「障がい」を使用しています。

第1編 総論

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

諏訪市においては、「諏訪市障害者福祉計画」を平成16年3月に策定し、以後平成21年3月及び平成27年3月に見直しを行っています。この計画は諏訪市における障がい者のための施策に関する基本的な計画として位置づけられています。現行の第3期諏訪市障がい者福祉計画は、①相談支援体制の充実、②雇用・就労支援の強化、③権利擁護の推進、④重症心身障がい者の日中活動支援の場の確保、⑤発達障がいのある人への支援の強化の5つを重点施策として取り組んでまいりました。必要とする方全員のサービス利用計画の作成や成年後見支援センターの設置等、一定の成果を上げています。

国においては、前計画期間中にいくつかの新たな法の制定や改正などが実施されました。成立した法律とその主な内容は以下のとおりです。

平成28年4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ・障がいを理由とする差別的取扱い禁止や合理的配慮の提供等を規定
平成28年5月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立 ・障がい者の望む地域生活の支援 ・障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
平成30年5月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立 ・理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化 ・「心のバリアフリー*」として、高齢者、障がい者等に対する支援を明記
	「学校教育法の一部を改正する法律」成立 ・障がい児等の学習支援のため、「デジタル教科書」の使用について規定
	「著作権法の一部を改正する法律」成立 ・障がい者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
平成31年6月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立 ・事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援 ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握
	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」成立 ・視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等
	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」成立 ・成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置

令和2年5月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立 ・「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけ
令和2年6月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」成立 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

特に、平成28年5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律」は、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされています。

このような動きの中、諏訪市では、これまで実施してきた施策の成果や課題などをふまえて、令和3年度から新たな計画となる「諏訪市障がい者福祉計画」、「諏訪市障がい福祉計画」及び「諏訪市障がい児福祉計画」を策定します。

(2) 計画の性格・位置づけ

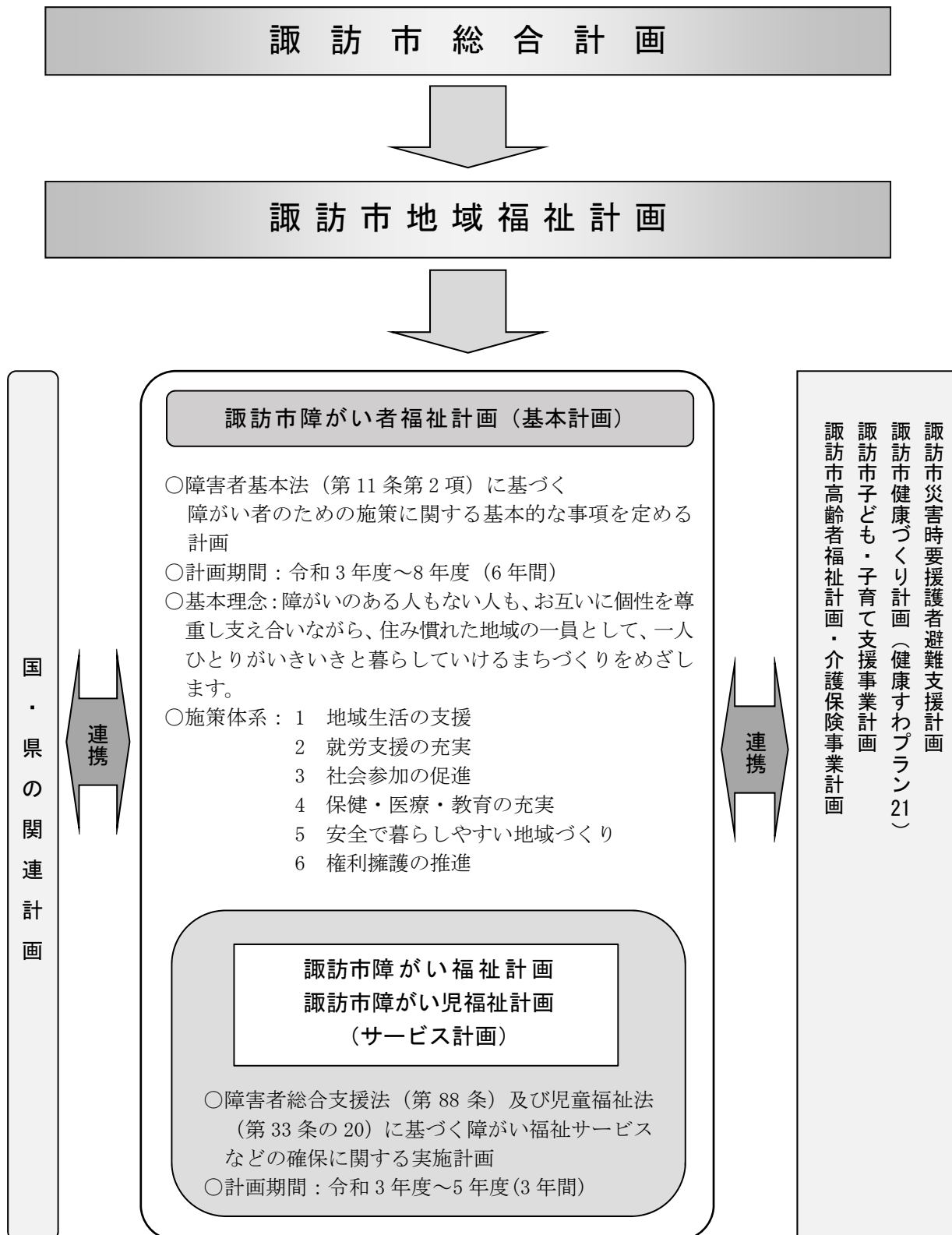
本計画書において策定する各計画の期間、性格及び根拠法は以下のとおりです。

計 画	期 間	性 格	根 拠 法
障がい者福祉計画	令和3年度から令和8年度	施策全般にわたり、本市の障がい者のニーズや課題をまとめ、取り組むべき施策の方向性について定めており、基本計画としての性格を有しています。	障害者基本法第11条第2項
障がい福祉計画、障がい児福祉計画	令和3年度から令和5年度	地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込み量などを定めており、実施計画としての性格を有しています。	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20

また、本計画は、本市の市政運営における基本的な計画である「第五次諏訪市総合計画」の個別計画であり、総合計画の掲げる将来都市像「自然の恵みと地域の活力が調和するやさしさとふれあいのまち 諏訪」を具現化するための計画として、障害者基本法の理念や国の「障害者基本計画（第4次）」、「長野県障がい者プラン2018」などの上位計画を踏まえ策定しました。

さらに、平成30年度に策定された「諏訪市地域福祉計画」は、「諏訪市障がい者福祉計画」「諏訪市子ども・子育て支援事業計画」、「諏訪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「諏訪市健康づくり計画」、「諏訪市災害時要援護者避難支援計画」の各対象者別個別計画の土台となり、地域福祉を推進していくために、市民と行政が協力して取り組む方向性を示すものです。「諏訪市障がい者福祉計画」は、土台となる地域福祉計画と調和のとれた計画となるように策定しました。

諏訪市の保健福祉に関する計画体系図



(3) 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

(障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和3年度から5年度までの3年間です)

(4) 計画の推進体制

計画策定後は、社会福祉課が中心となって進行管理を行います。

あわせて、障がい福祉施策に関する多様な意見を施策に反映するため、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）において、定期的に点検します。

● 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会

設置時は3部会でしたが、随時拡充され令和2年度には全体の進行管理を担う運営委員会と人材育成委員会、権利擁護委員会、フォーラム実行委員、地域生活支援拠点事業検討会及び①地域生活支援部会、②療育支援部会、③就労支援部会、④相談支援部会、⑤医療的ケア部会の5つの部会を設置し、様々な課題に対し検討を重ねています。(以下、自立支援協議会の各委員会及び部会はその名称のみを示します。)

また、部会からの課題・要望に対しては行政連絡会（諏訪圏域6市町村、長野県諏訪保健福祉事務所により構成）で検討し、圏域内で解決できない課題は県の自立支援協議会に提言しています。

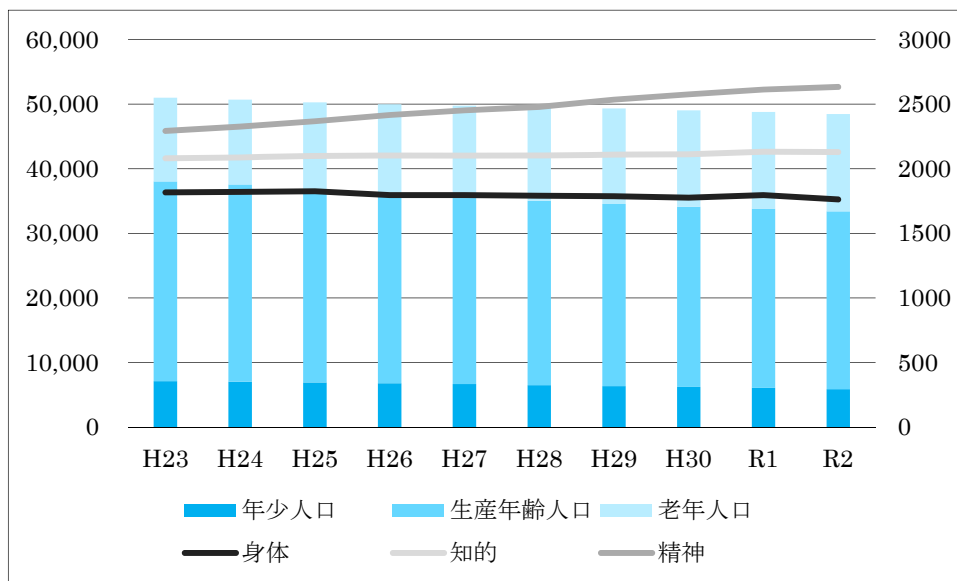
第2章 障がい者の状況

(1) 諏訪市の人口と障がい者の状況

諏訪市の人口は、減少が続いていますが、障がい者手帳*所持者数は全体として増加が続いています。計画始期の平成27年と比較すると人口が49,763人から48,462人に減少したのに対し、手帳所持者は2,452人から2,632人に増加し、人口に占める手帳所持者の割合も4.9%から5.4%に0.5ポイント上昇しました。

なお、表において人口は各年4月1日現在、手帳所持者は3月31日現在です。

❖ 年齢別人口（左軸）と障がい者手帳所持者（右軸） （単位：人）



資料：秘書広報課（人口）、社会福祉課（障がい者手帳所持者）

① 諏訪市の人口構成

令和2年4月の諏訪市の総人口は48,462人で、高齢化率（老年人口（65歳以上人口）の割合）は31.1%です。総人口が減少する一方、老年人口は増加しており、高齢化が進んでいます。

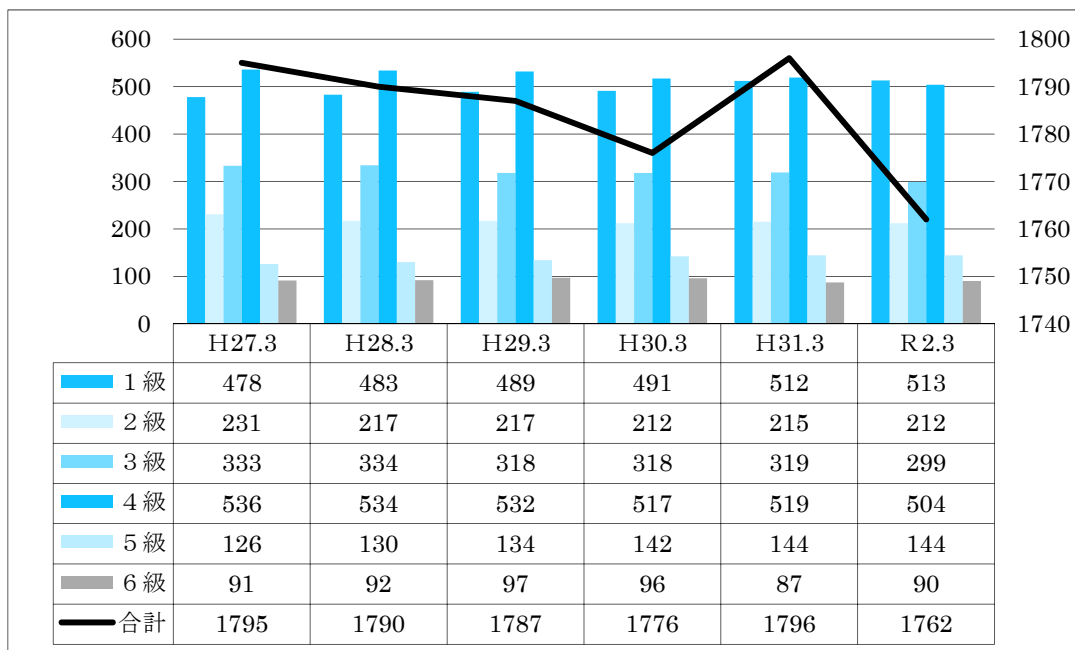
② 身体障がい者

身体障害者手帳所持者は、令和2年で1,762人となっています。平成25年の1,825人をピークとしてやや減少傾向にあります。

障がい別では、肢体不自由（体幹機能障害、上肢・下肢切断、上肢・下肢機能障害）が902人で最も多く、内部障がい（内臓機能障害、ぼうこう直腸機能障害等）が650人、視覚・聴覚・音声言語そしゃくが210人となっています。

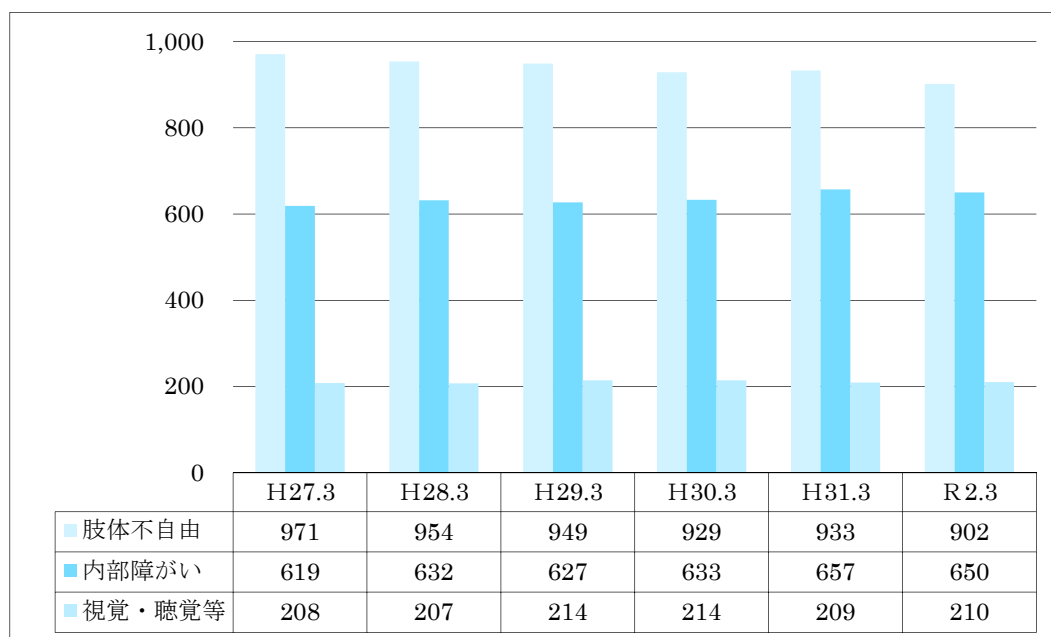
最近の傾向としては、肢体不自由が減少傾向にある一方、内部障がいが増加しています。また、等級別には1級及び5級が増加しています。

❖ 等級別身体障害者手帳所持者の推移（単位：人、左軸：級別、右軸：合計）



資料：社会福祉課

❖ 身体障がい別手帳所持者数の推移（単位：人）

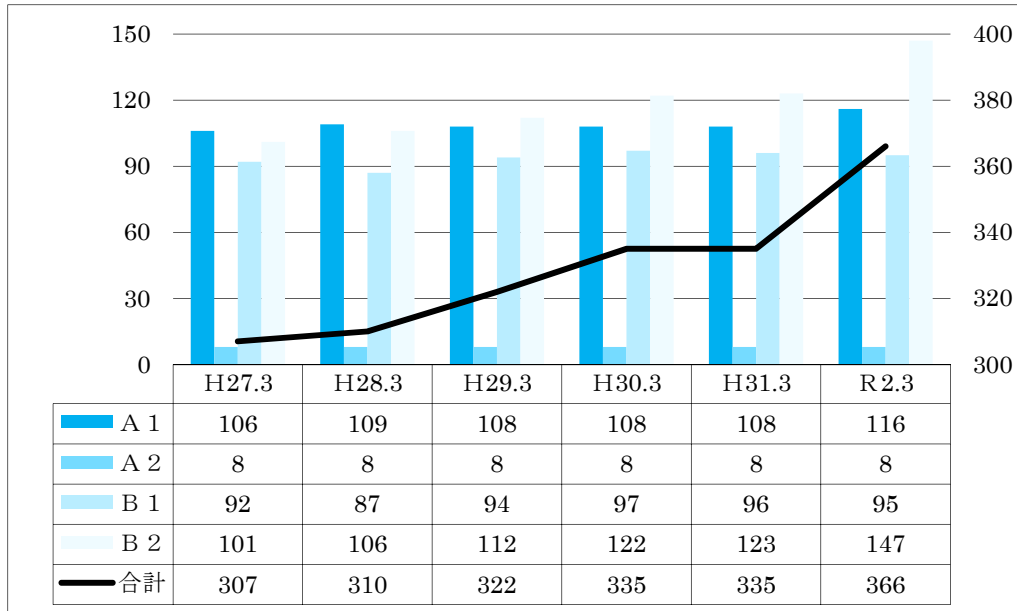


資料：社会福祉課

③知的障がい者

療育手帳所持者は、令和元年度末で366人となっており、平成26年度末の307人より59人（19.2%）増加しています。判定別では、A1（重度）が116人、A2（中度）が8人、B1（中度）が95人、B2（軽度）が147人となっており、特にB2の手帳取得が、同期間に45.5%増加しています。

❖療育手帳所持者数の推移（単位：人、左軸：判定別、右軸：合計）



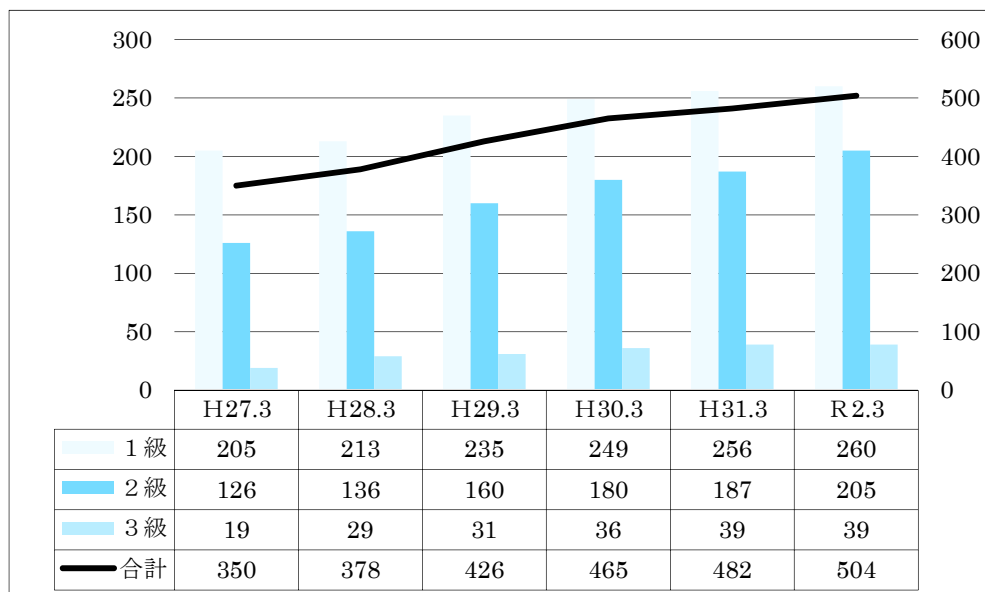
資料：社会福祉課

④精神障がい※者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和元年度末で504人となっており、平成26年度末の350人より154人、44%増加しています。

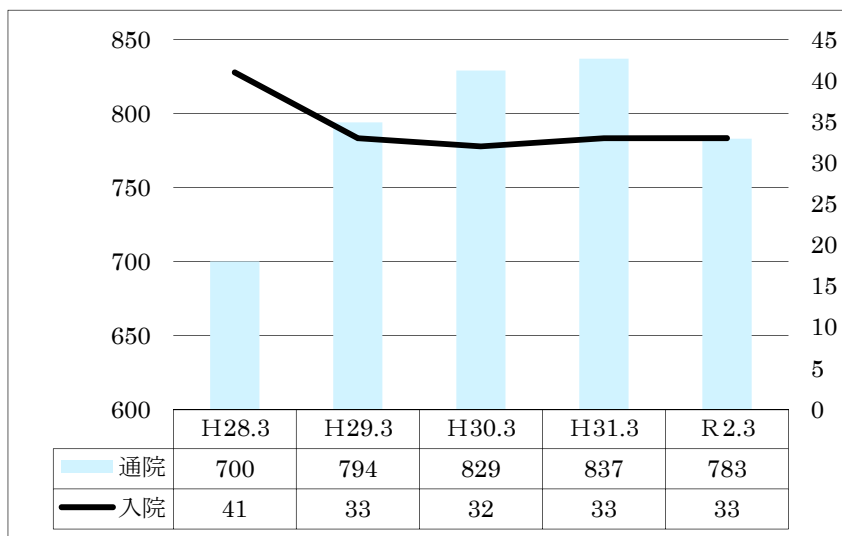
自立支援医療（精神通院）を利用し医療機関に通院している人も増加が続いていましたが、令和元年度は、手帳のみ所持している方の増加により減少に転じました。

❖精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人、左軸：級別、右軸：合計）



資料：社会福祉課

❖ 自立支援医療（精神通院）利用者及び精神科病院（措置・医療保護）入院患者数
 （単位：人 左軸：通院 右軸：入院）



資料：諏訪保健福祉事務所

⑤ 難病患者

難病患者は、令和元年3月末現在、398人で、対象疾患は333疾患となっています。患者数は年々増加傾向にあり、今後も対象疾患の見直しにより、増加が予想されます。

難病患者医療受給者証交付数

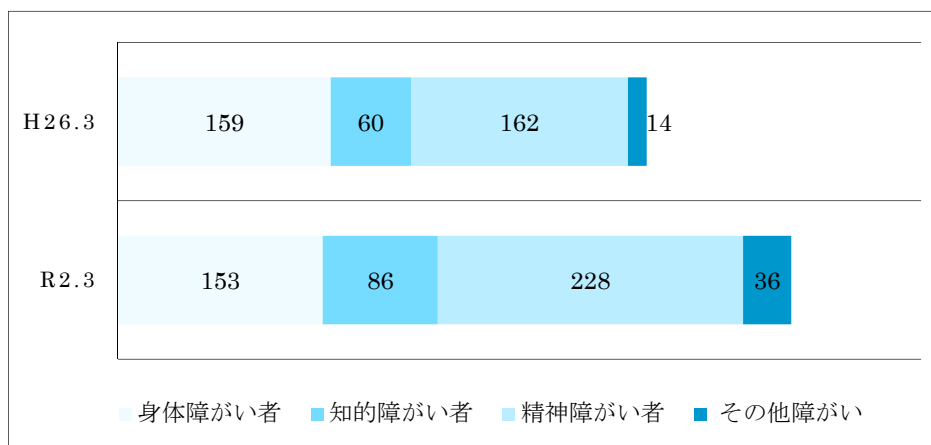
	疾患数	対象患者（人）	前年比増減（人）
H26.3	110	316	31
H27.3	306	331	15
H28.3	306	348	17
H29.3	330	315	△ 33
H30.3	331	353	38
R1.3	333	398	45

（資料：諏訪保健福祉事務所）

⑥ 障がい者の雇用状況

○ 有効求職者*

諏訪公共職業安定所（以下「ハローワーク諏訪」という。）によると、令和2年3月末現在、諏訪管内には障がいのある有効求職者は503人います。平成26年3月末の395人から27%増加しました。特に精神障がい者の増加（66人、41%増）が目立っています。



○雇用率の状況

平成30年4月障害者雇用率制度の改正で、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上になり、法定雇用率※は民間企業では2.0%から2.2%に、国、地方公共団体などは2.3%から2.5%に、都道府県などの教育委員会は2.2%から2.4%に引き上げになりました。

さらに、令和3年3月の障害者雇用率制度の改正により、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が43.5人以上に拡大されます。あわせて、法定雇用率は民間企業は2.3%、国、地方公共団体などは2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%に引き上げとなります。

諏訪管内の障がい者雇用率の状況は、全国平均(2.11%)及び長野県平均(2.17%)を上回っています。また、令和元年度では管内199企業のうち、96企業(48.2%)において雇用率が未達成となっています。この96企業のうち、74企業(77.1%)は、障がい者を1名雇用すれば法定雇用率を達成できる企業です。

障がい者の産業別・規模別の雇用率状況

令和元年6月1日現在

産業別	項目	企業数 (本社)	算定基礎 となる 労働者数 (人)	雇用率 (%)
製造業		110	31,579.0	2.14
卸・小売・飲食・ 宿泊業		24	2,698.5	1.65
情報通信サービス・ 医療福祉		26	2,686.0	3.83
その他の産業		39	4,763.0	2.26
合計		199	41,726.5	2.23

規模別	項目	企業数 (本社)	算定基礎 となる 労働者数 (人)	雇用率 (%)
45.5人～ 99.5人		118	7,406.0	2.25
100人～ 299.5人		63	9,409.5	1.96
300人以上		18	24,911.0	2.33
合計		199	41,726.5	2.23

(資料：ハローワーク諏訪)

民間企業における障がい者雇用率の状況

各年6月1日現在(単位：人)

	諏訪所管内				長野県計		全国計			
	算定基礎 となる 労働者数	雇用障がい者数 身体障がい者数	知的障がい者数	精神障がい者数	実雇用率 (%)	増減 ポイント	実雇用率 (%)	増減 ポイント	実雇用率 (%)	増減 ポイント
平成27年	38,741.0	463.5	223.5	43.0	1.88	0.01	1.98	0.02	1.88	0.06
平成28年	39,242.5	480.5	254.0	86.5	2.09	0.21	2.02	0.04	1.92	0.04
平成29年	40,626.0	505.5	266.0	98.0	2.14	0.05	2.06	0.04	1.97	0.05
平成30年	40,942.0	523.5	276.5	144.5	2.31	0.17	2.14	0.08	2.05	0.08
令和元年	41,726.5	524.5	273.5	133.0	2.23	△0.08	2.17	0.03	2.11	0.06

(資料：ハローワーク諏訪)

民間企業における雇用率達成状況

各年6月1日現在

	実雇用率 (%)	対象 企業数	雇用率達成		雇用率未達成		★のうち1人 不足企業数	法定雇用率 (%)
			企業数	達成割合 (%)	企業数★	未達成割合 (%)		
平成27年	1.88	158	74	46.8	84	53.2	62	2.0
平成28年	2.09	162	83	51.2	79	48.8	56	
平成29年	2.14	170	83	48.8	87	51.2	65	
平成30年	2.31	193	97	50.3	96	49.7	73	2.2
令和元年	2.23	199	103	51.8	96	48.2	74	

(資料：ハローワーク諏訪)

(2) サービスの利用状況

①障がい福祉サービス

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問系サービス	101	98	101
生活介護	91	106	113
自立訓練	11	12	12
就労移行支援	14	13	8
就労継続支援	156	145	160
療養介護	14	14	6
短期入所（ショートステイ）	23	17	14
共同生活援助（グループホーム）	57	59	62
施設入所支援	31	29	30
計画相談支援	264	308	315
地域移行支援	2	4	3
地域定着支援	0	6	5

(単位：人 数値は各サービスの利用者の実人数)

(資料：社会福祉課)

障がい者数と諏訪圏域内のサービス提供事業所の増加にあわせて、サービス利用者も増加しています。特に、「日中活動系」と位置付けられる「生活介護」や、障がいを持つ方の生活の場となる「共同生活援助」、サービス利用の前提となる「計画相談支援」が伸びています。

※各サービスの内容については、巻末の資料を参照してください。

②障がい児福祉サービス

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童発達支援	59	78	68
放課後等デイサービス	38	71	75
保育所等訪問支援	4	9	10
障がい児相談支援	87	120	128

(単位：人 数値は各サービスの利用者の実人数)

(資料：社会福祉課)

障がい児福祉サービスは、第1期障がい児福祉計画の計画期間（平成26年度～28年度）にサービス提供事業所の整備が進んだこともあり、利用者が大幅に増加しています。

※各サービスの内容については、巻末の資料を参照してください。

③地域生活支援事業

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
手話通訳者等派遣	件	84	80	101
要約筆記通訳者派遣	件	50	42	39
入院時コミュニケーション支援者派遣	件	4	4	7
成年後見精神鑑定	件	2	2	2
成年後見支援センター相談件数	件	107	202	220
移動支援事業	人	71	82	91
地域活動支援センター（障がいデイ）	人	39	33	36
日常生活用具等給付（ストマ用具）	件	1,428	1,486	1,527
日常生活用具等給付（ストマ以外）	件	32	35	51
自動車改造助成	件	2	1	3
心身障害児者日中一時支援	人	101	103	111
重度障害者住宅整備助成	件	3	-	-
タクシー利用料金助成	人	266	249	252
訪問入浴車	人	2	2	2
配食サービス	人	30	26	36
補助犬飼育助成	人	1	1	-
重度障がい者紙おむつ助成	人	15	14	10

(資料：社会福祉課)

成年後見支援センターは、平成29年度に設置後、順調に相談件数を増やしています。移動支援や日常生活用具等給付、心身障害児者日中一時支援等、障がいを持つ方の社会参加の促進に寄与する事業が増加しています。現在実施している事業は今後も継続しますが、地域生活支援事業の趣旨を踏まえ、地域の特性や利用者の状況に応じた見直しを随時行い、柔軟な事業形態による事業を実施していきます。

※各サービスの内容については、第3編第5章を参照してください。

④その他の事業

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特別障害者手当等	人	44	47	57
自立支援（育成・厚生）医療	人	48	43	26
身体障害者補装具	件	50	60	54
身体障害児補装具	件	9	10	10
市単福祉手当	人	114	114	118
在宅重度障害者介護慰労金	人	22	23	27

（資料：社会福祉課）

各種手当や補装具の給付に関する事業です。障がい者とその介護者等への支援策として非常に重要なものであるので、今後も継続して実施していきます。



第3章 計画の施策体系

(1) 基本理念

障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し支え合いながら、住み慣れた地域の一員として、一人ひとりがいきいきと暮らしていけるまちづくりをめざします。

(2) 重点的に取り組む施策

基本理念に基づいて諏訪市の障がい施策を実施するために、次の4つを重点施策とします。

①相談支援体制の充実

諏訪地域の基幹相談支援センターであるオアシスを中心に、当事者や家族の日常生活を支える相談支援体制の強化及び充実を図ります。

②社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労支援をはじめ、社会参加の促進を図ります。

③障がいへの理解と権利擁護の推進

住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりの推進のために、障がい者理解の促進、成年後見制度^{*}の利用や、障がい者虐待防止に向けて取り組みます。

④多様な障がいに対する支援の充実

重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

(3) 施策体系

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

- ① 日常生活を支える相談支援体制の充実
- ② 計画相談支援・障がい児相談支援の推進
- ③ 相談支援専門員など支援者の資質の向上
- ④ 地域移行・地域定着支援の強化
- ⑤ 自立支援協議会の体制充実

(2) 地域生活移行の支援

- ① 居宅サービスの充実
- ② 住まい、日中活動の場の充実
- ③ 精神障がい者の地域移行の支援

(3) 生活の安定に向けた取り組み

- ① 各種手当・制度実施
- ② 補装具・日常生活用具の給付

(4) 福祉人材の養成・確保

(5) 地域生活支援拠点等の整備・充実

2 就労支援の充実

(1) 一般就労の促進

(2) 福祉的就労の場の確保

- ① 工賃アップに向けた事業の推進
- ② 障害者優先調達推進法の推進
- ③ 障がい者に合った事業所の選択

3 社会参加の促進

(1) 移動・情報コミュニケーション支援の充実

(2) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興

4 保健・医療・教育の充実

(1) 保健・医療施策の推進

- ① 母子保健事業の充実
- ② 生活習慣病の予防・早期発見・早期治療の推進
- ③ 医療的ケア児支援に向けた体制整備

(2) 多様な障がいに対する支援

(3) 教育・療育体制の充実

- ① 障がいの早期発見に向けた支援
- ② 地域療育支援の充実
- ③ 特別支援教育の充実

5 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1) 福祉のまちづくりの推進
 - ① 公共施設などの整備
 - ② 道路・歩行環境の整備
 - ③ 公共交通機関の充実
- (2) 住宅環境の整備
- (3) 防災対策の充実

6 権利擁護の推進

- (1) 障がいに対する理解の促進
 - ① 相互理解の推進
 - ② 発達障がいなど障がいの啓発・広報の推進
 - ③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進
- (2) 権利擁護、虐待防止の推進
 - ① 権利擁護のための施策の充実
 - ② 虐待防止の取り組み

第2編 施策の方向

第1章 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題

- 社会状況の変化等により、うつ病をはじめとする精神障がいが増加しています。また、成人期のひきこもりや家庭内暴力などの状態が、社会復帰のきっかけがないなどで長期化し、障がいの認定がないため障害年金の受給ができず、貧困化する恐れがあります。
- オアシスが行った令和元年度の相談件数は、3,435件（うち1,253件が諏訪市）でした。

●諏訪圏域障がい者総合支援センター（愛称：オアシス）

障がい者が、地域で希望する生活を送るために、身体、知的、精神の3障がいに加え、発達障がい※、高次脳機能障がい※などの相談に対応するため、諏訪圏域で平成15年に設置しました。平成26年12月に基幹相談支援センター※としての機能を担うこととなり、現在は、「基幹センターとしての地域づくり」、「地域生活支援拠点の整備」、「発達障がい児者支援の体制整備」、「自立支援協議会事務局の機能強化」、等に取り組んでいます。

- ひきこもり者や就労困難者の方の原因・家庭状況は様々であり、受診や相談に応じない場合は支援に結びつけることが困難な状況です。
- 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター（以下「すわーくらいふ」という。）は、市、ハローワーク諏訪などと連携し、障がい者の就労支援、相談にあたっています。相談者とその家族の関係性の複雑化により、相談者だけではなく、家庭に対しての支援が必要となる事例が増えてきており、精神や発達の障がいがある方の登録及び相談も年々増加傾向にあります。
- 障がい福祉サービスの利用者にはモニタリングを実施し、サービス等利用計画（以下「利用計画」という。）の作成を進めています。令和元年度には障害福祉サービス等及び障害児通所支援受給者数に占める計画作成済み人数の割合（達成率）が100%に達しました。
- 適正な福祉サービスを利用するための利用計画の作成に向けて欠かせない相談支援員が諏訪圏域全体で不足しています。相談支援事業所の増加と相談支援専門員の資質の向上が求められています。
- 当市が行った「障がい福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート」という。）」によると、市が取り組むべき施策として「何でも相談できる窓口など、相談体制の充実」を望む人が37%と最も多い状況でした。

施策の方向

①日常生活を支える相談支援体制の充実

- ・障がい者や家族などが気軽に相談できる場として社会福祉課やオアシス、就労についてはすわーくらいふを中心に相談支援体制を充実させ、障害者手帳の申請時等に個別の事情を伺う中で、その方に適した相談機関等につなげていきます。また、ひきこもり等には社会福祉課と健康推進課が連携して対応する等、事例ごとに一体的なチーム支援の構築に努めます。

- ・まいさぼ諏訪市（以下「まいさぼ」という。）では精神面での影響により長期ひきこもり等で就労できない対象者に向け、相談支援を実施しています。あわせて、支援の前提となる手帳の取得や障害年金の申請、就労支援事業所の紹介を行っています。
- ・令和2年度に指定管理期間を更新（令和3年度～7年度）した諏訪市障がい者自立支援センター（諏訪圏域障がい者総合支援センター＝オアシスに委託）を活用し、長期的な視点で障がい者支援に取り組みます。
- ・障がい者を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、オアシス、諏訪市地域包括支援センター、すわ☆あゆみステーション（以下、「あゆステ」という。）等との連携を強化し、重層的支援体制の構築に取り組みます。

②計画相談支援・障がい児相談支援の推進

- ・障がい者・障がい児が希望する生活を送るため、課題の解決や適切なサービス利用に向け、サービスを利用するすべての人に対して、利用計画の作成を進めます。
- ・相談支援体制の充実を図るため、オアシスが地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言を行います。

③相談支援専門員など支援者の資質の向上

- ・相談支援専門員などの資質の向上のために、オアシスが中心となって、行政職員対象研修や、相談支援専門員のステップアップ研修などを行っています。
- ・オアシスでは、計画相談・障がい児相談支援の推進と相談支援専門員の資質向上のため、GSV^{*}事例検討会や相談支援事業所への訪問支援（アウトリーチ）を行います。
- ・オアシスは、県相談支援専門員研修の企画・運営に参加すること等により、諏訪圏域の人材育成を行います。

④地域移行・地域定着支援の強化

- ・オアシスに配置している地域移行コーディネーターを活用し、精神病院や施設に長期入院・入所をしている障がい者の地域移行を促進します。退院後の居住、サービス確保のために高齢者福祉課や事業所などと連携し支援していきます。

⑤自立支援協議会の体制充実

- ・基幹相談支援センターであり、事務局機能を担うオアシスを中心に自立支援協議会の一層の充実を図ります。

(2) 地域生活移行の支援

現状と課題

- 病院や施設からの地域移行を進めるにあたって、グループホームなどの住む場所、日中活動の場の充実が必要です。令和2年度に諏訪圏域の相談支援専門員を対象に自立支援協議会が実施したアンケート（以下「相談員アンケート」という。）によると、最も多くの回答者が諏訪圏域で充足していないと感じる福祉サービスとしてグループホームをあげています。
- 自立支援医療制度^{*}による医療機関受診者は増加傾向が続いています。申請に応じた利用に繋

がるよう手続きを行っています。

- 8050 問題*のように、親の高齢化や家庭状況の悪化により表面に出てくるケースも増加し、本人も複雑な状況の下で生活しているため、適切な支援が必要です。
- 障がい者の親亡き後を見据え、重度化・高齢化に備え地域で安心して暮らせるように対応した地域生活拠点整備事業について、平成30年4月より開始しました。これまで支援の対象となっていなかった当事者が支援に結びつききっかけとなっています。
- 地域活動支援センター「障がい者デイサービスセンター」の利用については、65歳以上の人は介護保険優先という制度の趣旨にのっとり、高齢者福祉課の介護予防・日常生活支援総合事業を利用していただくなどの対応が必要です。若い障がい者で訓練等事業になじまない人の過ごす場所や、重症心身障がい者が通所できる事業所を市内に欲しいという要望があり検討が必要です。
- 日中一時支援事業について、児童及び知的障がい者のニーズが増加しており、また、週末などの休日の対応の必要性も生じています。事業所等の担い手を増やすため、令和2年度に報酬体系の一部見直しを行いました。
- 放課後等デイサービス事業所の新規開設により利用も増加しています。障がい児の放課後や長期休暇の過ごし方に広がり期待できます。
- 健康推進課では、精神相談、ひまわり作業所連絡会への出席、「自殺対策計画」に基づいた自殺対策、「SOSの出し方教育」を実施しています。
- 精神障がいのある人が地域で生活するために、県保健福祉事務所や精神科病院、関係機関等が連携して、地域生活支援体制を充実させることが必要です。

施策の方向

①居宅サービスの充実

- ・相談員アンケートによると、障がいの特性等により短期入所（ショートステイ）施設が希望どおり利用できない状態が生じています。自立支援協議会や事業所と連携しながら解決方法を協議していきます。
- ・あゆステでは、障がい児の将来の自立に向けて、子育て支援シートを活用し、支援のための方向性を保護者、相談支援専門員、保育園・小中学校及び事業者など支援者で共有していきます。
- ・高齢の障がいのある人に対する支援は、介護保険制度によるサービス提供が基本となりますが、介護保険と障がい福祉両制度に位置付けられる共生型サービスの実施など、高齢者福祉課と連携し高齢の障がいのある人の状況やニーズに応じたサービスの提供に努めます。

②住まい、日中活動の場の充実

- ・グループホームの開所については今後も法人などに働きかけ、設置する事業所には国・県及び市の補助金の活用を図り、多くのグループホームが整備できるよう努めます。
- ・通所事業所を長く利用するために、事業所間の連携を図り、訓練・作業内容、利用者同士の人間関係などを考慮し、体験などを通して、適切な事業所の選択を支援します。
- ・放課後等デイサービスや日中一時支援を活用し、障がい者の余暇活動への参加の促進や家族の介護負担の軽減を図ります。

③精神障がい者の地域移行の支援

- ・精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、自立支援協議会に諏訪圏域の保健・医療・福祉関係者による協議の場を令和3年度を目標に設置します。
- ・長期入院している精神障がい者の地域移行に向け、退院後の居住の確保や地域生活を支えるサービスの提供などについて、高齢者福祉課等関係課所と連携していきます。
- ・オアシスでは地域移行を支援するピアサポーター*の活動場所と育成について、医療機関の理解と協力を得て進めていきます。
- ・オアシスでは圏域の医療機関との連携体制、圏域外の医療機関との協力体制があり、必要に応じて受診や検査などの同行支援を行っていきます。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築に向け、自立支援協議会を活用して検討を進めます。

(3) 生活の安定に向けた取り組み

現状と課題

- 障がい者の生活安定のため、障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当など各種手当制度や自動車税の減免などを「福祉のしおり」や広報で周知しています。
- 市の単独事業として、重度心身障害者福祉手当、重度心身障害者（児）家庭介護者慰労金を支給するとともに、重度障がい者に対するタクシー料金の助成事業を実施しています。
- 福祉医療費給付制度については、市独自で県の支給要件を広げて、支給対象者の拡大を図っています。
- 介護者が一時的に介護できなくなった場合に利用するショートステイ施設が、希望どおりに利用できない状態が続いています。

施策の方向

①各種手当・制度実施

- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、(特別)児童扶養手当及び心身障害者扶養共済などの各種手当・制度について、障害者手帳交付時や広報を通して周知を行います。
- ・各種手当・制度は、障がい者及び介護者のニーズや高齢者を対象とする同趣旨の手当等との整合の観点から随時、見直しを行います。
- ・各種手当の申請に際しては、押印の見直しによるインターネット申請等、申請者の負担軽減に努めます。
- ・パーキング・パーミット*やヘルプマーク*等については、引き続き普及啓発に努めます。

②補装具・日常生活用具の給付

- ・身体障害者手帳交付時や個別の相談によって障がい特性に応じた補装具、日常生活用具の給付を行っています。引き続き広報すわや市ホームページ等を活用し周知に努めます。
- ・障がい者の居住環境の改善については、住宅改修として手すりの取り付けや床材の変更、段差の解消などに助成金を交付しています。65歳以上の障がい者は介護保険のサービスを優先していただくように対応します。

(4) 福祉人材の養成・確保

現状と課題

- 相談員アンケートの結果から、諏訪圏域では計画相談支援事業所が不足しているとの回答が多く寄せられました。また、強度行動障がい等、障がいの適性に対応できる人材の必要性が指摘されています。
- オアシスが基幹相談支援センターとしての役割に注力するためにも計画相談支援員の養成が必要です。

施策の方向

- オアシスを中心として、人材育成委員会や相談支援部会を活用して、地域の相談支援事業所などの人材育成を進めていきます。
- オアシスにより相談支援専門員のステップアップ研修、行政職員の計画相談研修、グループホーム職員の研修、障害年金学習会、虐待防止、ケース検討会など様々な内容について研修を引き続き実施していきます。

(5) 地域生活支援拠点等の整備・充実

現状と課題

- 障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような体制作りが求められています。
- 介護者の急病や虐待等の緊急時に対応するため、平成30年度より諏訪圏域の障がい福祉施設の協力により、空床確保事業^{*}を実施しています。

施策の方向

- すわ湖のほとり及び精明学園に令和2年度からは、はらむら悠生寮を加えて引き続き空床確保事業を実施します。
- 地域生活支援拠点事業検討会において、地域生活支援拠点^{*}等の整備・充実について協議を進めます。

第2章 就労支援の充実

(1) 一般就労の促進

現状と課題

- 障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、令和3年3月から障がい者の法定雇用率が引き上げになり、従業員43.5人以上の民間企業は2.3%、国、地方公共団体等は2.6%になりました。諏訪管内の民間企業における令和元年6月1日現在（法定雇用率2.2%）の達成企業の割合は52%であり、更なる雇用促進に向けて取り組む必要があります。
- 本市においても、令和2年6月1日現在の雇用率が1.74%（法定雇用率2.5%）にとどまっています。
- 就労支援部会では、地域における障がい者雇用対策のあり方、推進施策などの研究・検討を行っています。
- 特別支援学校^{*}では、各市町村商工会で紹介された企業や就職相談会をつながりのできた企業等を訪問し、障がい者雇用に関する情報を伝えたり企業の障がい者雇用に向けたニーズや現状を聞いたりして取りまとめをしています。
- 有効な企業情報に関しては、特別支援学校と就労系福祉サービス事業所とで共有し、在校生に限らず、就労系サービス事業所に通う利用者の進路の選択肢として活用しています。この取り組みにより、利用者の就労につながったり、企業が事業所の施設外就労先になったりしたケースがありました。
- アンケートによると、現在仕事をしていると答えた方のうち、身体障がい者は51%が正社員や自営業等であるのに対し、知的障がい者は67%が福祉的就労、精神障がい者は46%が臨時職員・アルバイト等、29%が福祉的就労となっています。
- 同じアンケートで障がい者が働くための環境についての回答では、障がいの種別に関わらず「障がい者に合った仕事・勤務条件」であること、「障がいに対する周囲の理解」があることが上位を占めました。

施策の方向

- すわーくらいふをはじめ、特別支援学校、ハローワーク諏訪など関係機関との連携の強化を図り、就労を希望する障がい者や家族に対して就労に関する相談支援体制の充実を図ります。また、企業に対し、障がい者雇用に対する理解と協力を促します。
- すわーくらいふや地域振興局の職業相談員（求人開拓員）は、ハローワーク諏訪などと連携しながら、制度利用による就職活動や職場実習、企業訪問等の個別の就労支援により障がい者の一般就労の機会拡大に努めます。就職後も企業への訪問や企業関係者との打ち合わせ等により、安定した就労が続けられるように支援します。
- 法定雇用率未達成企業に対して、ハローワーク諏訪やすわーくらいふが中心となり、一人でも多くの障がい者が働けるよう、雇用促進の啓発などを働きかけます。
- 本市職員の採用においても、障がいの程度に応じた採用可能な業務の洗い出しを進め、法定雇用率を早期に上回るよう積極的な取り組みを行います。
- ハローワーク諏訪が主催する企業と障がい者の就職相談会や、県が実施する障がい者短期トレ

- ーニング促進事業は、すわーくらいふが窓口を担い、制度の周知と利用促進に努めます。
- 特別支援学校は、ご本人の適性や将来的な可能性を踏まえながら、安心して卒業後の就労生活をスタートできるような進路選択を支援します。

(2) 福祉的就労の場の確保

現状と課題

- 就労支援事業所の仕事の内容は多岐に渡り、様々な就労訓練の選択肢が広がっていますが、移動の手段が少ないという地域課題から、本人のニーズに基づいたサービス利用が難しいことがあります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、求職者の企業訪問や福祉事業所での安定した仕事の受注や工賃アップに向けた取り組みに支障が生じています。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）を受け、市では、市役所1階に設置したペーパーラボの作業を福祉作業所に委託して実施する等、令和元年度に264万円（目標230万円以上）の実績を達成しました。

施策の方向

①工賃アップに向けた事業の推進

- ・単体では受注が難しい大口業務や納期が決められた業務などを、複数の就労支援事業所が共同して業務を受けられるよう、事業所間の連携を図ります。
- ・就労支援事業所は市や病院などで開催される行事や共同販売の機会をとらえ、自主製品の販路拡大とPRに努めます。
- ・就労支援事業所は工賃アップセミナーへの参加、長野県セルフセンター協議会[※]への加盟や民間の専門的知識、技術の導入を図り、新製品開発を進めます。

②障害者優先調達推進法の推進

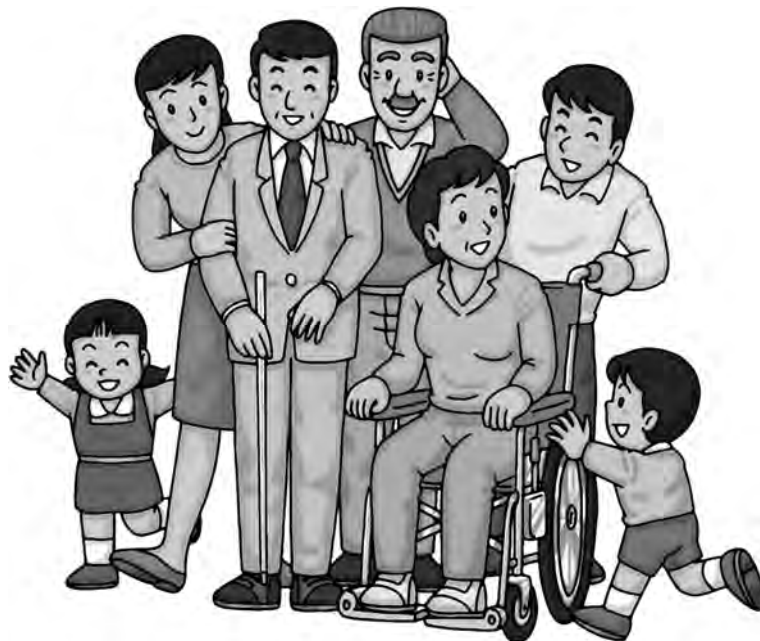
- ・障害者優先調達推進法を踏まえ、市で発注している業務で障がい者ができる業務を洗い出し、積極的に委託、購入を進めています。今後も毎年目標値を定め積極的な物品等の調達に努めていきます。
- ・市では、諏訪圏域の就労支援事業所等に参加を呼び掛け、年数回、「おひさまマルシェ[※]」を開催し、障がい者の就労支援と市民等の理解増進に努めています。今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、事業を継続していきます。

③障がい者に合った事業所の選択

- ・就労支援部会は、当事者に対して地域の就労事業所の説明会など様々な機会を提供するとともに、先進地視察など支援者の知識・技術の向上に努めていきます。
- ・就労支援事業所への交通手段については、地域生活支援部会を中心に検討します。
- ・特別支援学校では、現場実習を通して、生徒の特性に合った事業所探しに向けた支援を行います。また、就労継続支援B型事業所を利用する見込みのある生徒に関しては、就労移行支援事業所で就労アセスメント実習を実施します。

第2編 施策の方向

- ・ 諏訪圏域内外に就労移行支援、就労継続支援の事業所が増えており、オアシスやすわーくらいふを中心に事業所の見学や体験を通して、利用者に合った事業所の選択を支援していきます。
- ・ 諏訪圏域の就労移行支援事業所が湖周エリアに集中している現状を踏まえ、就労実習アセスメントについて事業所・学校双方にとって負担軽減となる方策を自立支援協議会等を活用して検討します。



第3章 社会参加の促進

(1) 移動・情報コミュニケーション支援の充実

現状と課題

- 移動に関する事業は、屋外での活動が困難な障がい者などに対して、外出の支援を行う事業であり、重度視覚障がい者に対して平成23年10月から同行援護が開始されました。移動支援を余暇活動に利用する人も増えており、障がい者の社会生活に必要なサービスであることから、今後も重要な事業であるといえます。
- 令和元年6月に「読書バリアフリー法」が施行され、市は視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に努めることとされました。
- 図書館では館内利用のため、車いすを配置しています。また、高齢者・弱視用図書（大活字本）、点字図書、朗読CD、手話学習用DVD等の貸出を行っています。
- 日赤奉仕団朗読奉仕班に委託し、広報を録音したテープを、視覚障がい者に配布しています。また、日赤奉仕団点訳奉仕班光の会に点訳を委託するとともに、点字プリンターを活用した活動体制の充実を進めています。
- 聴覚、音声・言語機能の障がい者が日常生活を送り、自立を促すうえで、コミュニケーションに対する支援は必要不可欠なものです。平成26年度より諏訪圏域6市町村で手話奉仕員養成講座を開始し、多くの参加を得ています。
- 手話サークルや要約筆記^{*}団体では、研修会等への要約筆記者の派遣や市民が手話や要約筆記に親しむための講座の開催により、コミュニケーション支援に貢献しています。

施策の方向

- 移動支援事業については利用者のニーズを把握し、事業の継続・改善に努めます。利用者負担については引き続き低所得世帯に対して無料とし、事業内容の周知と利用の促進に努めます。また、日中活動の事業所に通所する交通費については、市の補助制度を継続します。
- 講習会、講演会の開催にあたり、障がい者の参加を考慮し、手話通訳、要約筆記、代読・代筆などの支援者の配置を主催者に依頼していきます。あわせて、聴覚障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣による社会参加を促進します。
- 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定について検討するとともに、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の充実に努めます。
- 聴覚障がい者等の自立支援に資するため、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段について研究します。
- 情報保障の確保のため、引き続き諏訪圏域で手話奉仕員養成講座を実施するとともに、手話サークルや要約筆記団体で行っている、市民が手話や要約筆記に親しむための講座を引き続き開催し、市民がコミュニケーション支援に関心を持っていただくよう努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興

現状と課題

- 令和2年度は、県及び諏訪地区障がい者スポーツ大会等、例年開催されていた様々な行事が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止を余儀なくされました。
- 国で実施する障害者芸術・文化祭や県で実施する芸術祭への参加を促進しています。

施策の方向

- インターネットの活用等、コロナ禍の新しい生活様式に対応したスポーツ・レクリエーションについて、実施方法を検討します。
- サンスポートまつもとは、地域に出向いてスポーツやレクリエーションの指導をしています。サンスポートまつもと主催のスポーツ教室や出張スポーツ教室について、多くの障がい者が身近な場所でスポーツに親しめるよう周知していきます。
- より多くの障がい者が、スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加ができるよう、地域生活支援事業の活用を検討します。
- 知的障がい者、身体障がい者を対象とした各種講習会については、内容を関係団体と協議し、要望を取り入れながら、充実を図っていきます。
- 各種機関・団体による障がい者のための芸術祭やコンサートなどへの参加を周知していきます。

第4章 保健・医療・教育の充実

(1) 保健・医療施策の推進

現状と課題

- 健康推進課では、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期まで継続した母子支援を実施しています。また、乳幼児健診・子育て相談などで発育・発達に心配のある子どもや、育児不安の強い親を対象に「ことばの相談」や「なかよし教室」、「児童発達支援」など相談、療育機関の紹介をしています。
- 令和2年度に国のモデル事業として、諏訪市医療的ケア児保育支援事業を実施しました。

● 諏訪市子ども家庭総合支援拠点 すわ☆あゆみステーション 愛称「あゆステ」

諏訪市で暮らす子ども達と保護者の「あゆみ」を応援する支援拠点として平成31年4月にこども課と教育総務課により共同設置しました。0歳から18歳までの子どもとその家庭等の困りごとに関する総合窓口です。

あゆステ内に係相当の発達支援室を新設し、こども課子育て支援係、教育総務課学務係、健康推進課健康支援係、社会福祉課障がい福祉係の各係長が発達支援室の係長を兼務することにより、組織を横断した一体的な支援を目指しています。

- あゆステの職員が保健センターの母子保健事業に参画することで、乳幼児期から発達支援をより確実に「つなぐ」仕組みを構築しました。
- 教育委員会では、保育園年中児から中学生までの就学に向けての相談や支援を実施しています。
- 健康推進課では、元気な高齢者を増やし疾病の早期発見と重症化を防止するため、特定健診、後期高齢者健診、保健指導、健康教育等を実施しています。また、特定保健指導、ハイリスク者への保健指導と受診勧奨を実施し、早期介入、糖尿病等重症化予防に取り組んでいます。

施策の方向

① 母子保健事業の充実

- ・あゆステに関わる関係各係の連携を強化し、切れ目のない支援の構築に努めます。
- ・健康推進課では乳幼児健診や相談を通して、障がいや支援が必要な児の早期発見に努め、早期療育へつないでいきます。

② 生活習慣病の予防・早期発見・早期治療の推進

- ・健康推進課では生活習慣病を防ぐために、講演会、各種健康教室などを開催しています。今後も保健補導員組織などを通して、地域の健康づくりを支援していきます。
- ・健康推進課では、健康寿命延伸のため、令和3年度より後期高齢者を対象とする「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に市民課及び高齢者福祉課とともに取り組みます。

③医療的ケア児支援に向けた体制整備

- ・モデル事業で開始した諏訪市医療的ケア児保育支援事業について、関係機関との協議により事業の継続的な実施を図ります。
- ・医療的ケア部会において医療的ケア児支援に向けた体制整備について検討を進めるとともに、諏訪圏域に医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に向けて令和4年度を目標として取り組みます。

(2) 多様な障がいに対する支援

現状と課題

- 重症心身障がいや強度行動障がい、発達障がい等、多様な障がいに適切に対応するための専門的な知識を持った人材の必要性が増加しています。
- 発達障がいに対する保護者の理解と認識が広がり、相談件数が増加していますが、一方で理解が得られずに相談に結びつかない場合もあります。
- オアシスが県委託事業である発達障がいサポートマネージャー整備事業を受託し、オアシス職員の育成とともに、幼保・小中学校を巡回し、個別支援に関する支援者支援を行っています。
- 相談員アンケートによると施設等の定員に空きがあっても、障がいの特性に対応できないため受け入れを断られるケースが複数あげられています。

施策の方向

- オアシスでは発達障がい者のデイケアを継続的に実施し、当事者はもとより、家族の相談支援を充実させていきます。
- 発達障がい児・者とその保護者等を継続して支援するために、あゆステを中核として保健、医療、福祉、保育、教育機関など関係者での連携を強化します。
- オアシスにおいて実施する「親の会」に県ペアレントメンター事業の活用を検討します。
- オアシス及び自立支援協議会と連携して、ピアサポート活動について学ぶ機会について検討します。
- 人材育成委員会や地域生活支援拠点事業検討会などにより、諏訪圏域内の人材育成及び底上げを図ります。

(3) 教育・療育体制の充実

現状と課題

- オアシスでは、信濃医療福祉センター所属の療育コーディネーターと定期的な連絡会を行っています。また、「あそびのひろば」を開催し、療育コーディネーターや各市町村保育士と協働して、相談窓口や個別支援の充実を図りました。
- 圏域内の放課後等デイサービス事業所の増加で、利用者のニーズに応えられる地域となってきた一方で、事業所間の連携や支援方法の統一など、新たに必要とされる地域の課題もあがってきています。
- 発達が気になる子を継続して支援するために、関係者が情報を共有するための「子育て支援シ

- ート」は、あゆステによる関係者のヒアリング等を踏まえて令和2年度に一部改訂しました。
- 保育所等訪問支援利用者が増加し、通学しながら支援を受ける体制も整い始めています。
 - あゆステでは、療育支援機関、医療機関の専門家による学習会を企画実施しました。
 - 障がいのある児童・生徒とその保護者の、地域の保育園・学校に通いたい、通わせたいというニーズが増えています。インクルーシブ教育システム^{*}の理念に基づいた保育、教育環境の整備が必要とされている中、こども課では令和2年度に障がい等を有する児童の適切な処遇を図るために、障がい児等保育事業実施要綱を策定しました。
 - 発達障がいなど様々な障がいを抱える子に自律的な生活習慣の定着を図るための支援として、教育委員会では小中学校に自立生活支援員を配置してきましたが、支援の必要な児童生徒の増加や障がい者差別解消法で求められる合理的配慮の提供をしていく上で支援員を増員し、就学環境を整備していく必要があります。
 - 教育相談員や指導主事、こども課の巡回支援専門員、小中学校特別支援教育コーディネーターと合同で保育園や小中学校への巡回訪問・教室参観・指導を実施しています。
 - 特別支援学校に在籍する児童生徒と、地元学区の小中学校の児童生徒が共同学習や交流を通して、互いを理解・尊重し合い、共生社会の構築を目指す副学籍制度を実施しています。
 - コロナ禍におけるあゆステによる親支援プログラムのあり方について検討が必要です。

施策の方向

①障がいの早期発見に向けた支援

- ・発達が気になる子については、あゆステ、保健センター、なかよし教室等と信濃医療福祉センターや児童発達支援センター「この街きつず学園」などの療育施設と連携して障がいの早期発見・早期療育が受けられるよう支援していきます。

②地域療育支援の充実

- ・子育て支援シートを有効に活用するために、保護者や学校などへ周知を図っていきます。
- ・発達支援室による巡回相談（巡回支援専門員、発達支援相談員）、定例相談（心理担当支援員）により保護者及び保育現場を支援します。
- ・なかよし教室で行っている療育の取り組みについて、市の発達支援施策として位置付けを整理し、効果的な支援や関係機関との連携強化につなげていきます。
- ・障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な教育・保育を受けられるような体制構築に努めます。
- ・療育支援部会において、支援者のスキルアップ研修の実施や、放課後支援、重症心身障がい児の地域での支援など、圏域の課題を把握し障がい児支援を研究、検討していきます。
- ・行動障がいの子どもの受入れ可能な事業所が少ないため、自立支援協議会 地域生活支援拠点の整備検討会を核に、協議を行っていきます。

③特別支援教育の充実

- ・就学相談から入学後のフォローまで発達支援室が参画し、教育委員会と連携して支援していきます。
- ・障がいのある児童生徒の社会経験や人間関係を豊かにするために、地域の小中学校や地域住

第2編 施策の方向

民との交流機会の促進に努めます。

- ・教職員や支援員の資質・指導力などの向上を図るため、特別支援教育コーディネーター連絡会と連携しながら、特別支援教育に関する研修・研究の機会の充実を図り、人材確保に努めます。
- ・教育総務課では、児童生徒の障がいの程度に応じて施設・設備の整備・改修を実施し、バリアフリー化に努めます。
- ・保育園などでは教育相談員、関係機関と連携しながら、就学に向けての相談・支援の充実を図ります。



第5章 安全で暮らしやすい地域づくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

- 「バリアフリー新法」や「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者や高齢者など全ての人が安全かつ容易に安心して行動できる施設整備を図る必要があります。
- 公園の出入口や園路などの施設点検を行い、バリアフリー化を推進するための必要な施設改修等を行っています。
- 運行事業費の高騰及び国庫補助金の減少等により公共交通の維持に要する費用が増加傾向にあります。
- かりんちゃんバスでは、随時、ダイヤ修正による利便性の向上を図り、平行して無料乗車体験企画等により利用促進事業に取り組んでいます。
- かりんちゃんバス及び諏訪湖周スワンバスではバリアフリーに配慮した車両更新を進めています。

施策の方向

①公共施設などの整備

- ・市役所や総合福祉センターにはオストメイト対応トイレ^{*}が設置され、新設・増改築される小中学校にはエレベーターや障がい者用トイレが設置されています。今後も市が新たに設置する施設などについては、スロープ、玄関の自動ドア、多目的トイレの設置及び障がい者用駐車スペースの確保に取り組むとともに、既存の施設についても緊急性の高いものから逐次改修していきます。
- ・公共施設の案内版等について、様々な障がいを持つ方に必要な情報が確実に伝わるようにするため、障がい者自身がその適否について体験・提言をできる機会を設けます。あわせて、施設整備に当たっては、障がい者の意見を反映する仕組みの構築に努めます。
- ・平成29年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な改修、更新を行っています。
- ・民間建築物についても、用途・規模などに応じ、長野県福祉のまちづくり条例に基づき県諏訪建設事務所・市都市計画課が指導を行います。

②道路・歩行環境の整備

- ・歩車分離防護柵等の設置及び点字ブロックの点検補修等整備を推進します。
- ・歩行者の通行を確保するため、建設課が放置自転車整理区域を指定し、警告看板を掲示することにより、放置自転車防止に関する広報啓発に努めていきます。

③公共交通機関の充実

- ・かりんちゃんバスは地域の事情などによって、かりんちゃん子バスを運行させるなど、改善を図っています。今後も利用しやすい公共交通機関について、検討していきます。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策をしながら、バス利用の促進を持続的に行う必要があります。

(2) 住宅環境の整備

現状と課題

- 誰もが住み慣れた地域で快適で暮らしやすい生活をするために、住宅環境の整備を図る必要があります。身体障がい者を対象として住宅改修について助成制度を設けています。(65歳以上の人は介護保険優先となります。)
- 市営住宅の多くが更新期を迎えており、効率的かつ効果的なストックマネジメントが求められています。

施策の方向

- 諏訪市公営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な改修・更新を実施します。
- 住宅リフォームに係るパンフレットなどの資料を都市計画課の住宅相談窓口を設置し、障がい者も生活しやすいバリアフリー住宅の啓発・普及に努めています。
- 在宅で生活しやすくするために、身体障がい者を対象に、浴室、台所、トイレなどの大規模改修に工事費の一部を助成しています。今後も制度の周知、普及に努めます。

(3) 防災対策の充実

現状と課題

- 平成25年3月に「災害時要援護者避難支援計画」を策定し、災害時要援護者*（避難行動要支援者。以下「要援護者」という。）の災害時の支援体制づくりを進めています。
- 避難所における医療的ケアについて、医療機関等との連携体制を構築しました。
- 要援護者リストを作成し、地区、民生委員・児童委員（以下「民生児童委員」という。）及び関係機関（諏訪警察署、諏訪消防署、諏訪市社会福祉協議会（以下、「社協」という。））に配布しています。また災害時、要援護者を支援する地域支援者の選出について、地区と協働して進めています。
- 障がいの特性により、体育館など、大勢の人が避難する場所や初めての会場ではパニックを起こしてしまう場合があるので配慮が必要です。
- 災害時の支援についてアンケートによると、身体障がい者及び精神障がい者は「必要な治療や薬を確保してほしい」、知的障がい者は「他人が気にならない様に、避難場所に仕切りを付ける」が最も多くなっています。

施策の方向

- 災害時に要援護者を支援する地域支援者の選出について、自治会や自主防災組織に働きかけ、地区と協働して進めていきます。日頃から顔の見える関係づくりが災害時にも役立つため、民生児童委員などが中心になり、地区の人と要援護者の交流に努めます。
- 要援護者リストの各地区における活用及び地域における防災マップ（支え合いマップ）の作成を促進します。
- 支援が必要な方の個々の特性に応じた要援護者の個別支援計画の策定を進めます。

- 聴覚障がい者や通話が困難な人が災害などの緊急時に、迅速かつ的確に対処するため、災害の通報や災害情報を入手できる防災メールの啓発を行います。
- 災害時に広域避難所で障がい者の特性やプライバシーに配慮した「福祉避難スペース」（別室を設ける、パーテーションで区切るなど）について配慮します。
- コロナ禍を考慮し、感染予防対策に必要な非接触型体温計及び手指消毒用アルコールディスペンサーを避難所に配備します。
- 避難所において、視覚障がい、聴覚障がいなど障がいがあることが周りの人に分かり配慮してもらうために、防災備蓄ベストなどを備蓄していきます。
- 福祉避難所として現在5箇所が指定されていますが、要配慮者の特性に応じた受け入れ体制などを整えるため、必要な見直しを行います。
- 要配慮者利用施設は令和3年度末までに避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を各施設で実施します。

第6章 権利擁護の推進

(1) 障がいに対する理解の促進

現状と課題

- 障がい者が地域で安心した生活を送ることができる社会にするためには、障がいについての正しい知識の普及に努める必要があります。
- 本項に関するアンケートの結果は次のとおりです。
 - ・「隣近所や地域の人との付き合いを大切にしたい」と答えた方は、全体で63%に達しており、小地域の支え合いを推進していくことが重要です。
 - ・「差別を受けたことがよくある・時々ある」と感じる人は、精神障がい者では44%。知的障がい者では41%となっています。前回（平成26年）調査時はそれぞれ45%、61%であったため、特に知的障がい者については改善がみられます。
 - ・「市民の理解を深めるため必要なこと」として、最も多くの方（36%）が「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発の充実」と回答しています。また、障がい者全体の25%、知的障がい者の32%が「学校における人権教育の充実」と回答しています。障がい及び障がい者に対する理解を深めるためには、広報・啓発活動と低年齢からの福祉教育が必要です。
- 障がい者が地域において自立した生活をするために、民生児童委員など身近な相談者が必要です。
- 公的なサービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活課題への対応や、災害時における地域の支援など、ボランティアや地域力への期待が高まっていますが、障がい者支援関係のボランティアに携わる人が固定化しているため、広がりを持たせる必要があります。
- 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に合わせ実施している高島城ライトアップを市として協力しています。
- 社協では、学校での福祉教育において、当事者に講師として協力いただいておりますが、協力者の幅を広げる必要があります。
- 社協では、福祉普及校を指定して学校での取り組みを進めるとともに、報告会を開催し情報交換を行うとともに学校関係者等を象とした、福祉教育講演会を開催しています。

施策の方向

①相互理解の推進

- ・障がいに対する正しい理解やノーマライゼーション^{*}理念を浸透するために、子どもの時から「人権教育」や「福祉教育」の充実に努め、障がいのある人もない人も、ともに支えあう地域づくりの推進に努めます。
- ・権利擁護事業により支援をしている障がい者について、関係者に障がいの特性などを説明するなどの理解促進に努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、市、障がい福祉事業所、地域住民等と障がい者及びその家族・支援者が身近に接する機会の構築に努めます。
- ・手話サークルや要約筆記団体では、定期的に難聴者とふれあいながら、障がいの理解や楽しく技術の習得ができる活動を行っており、継続して実施していきます。

- ・障がい者との相互理解の推進のために、あいさつリーダー研修*の実施や、障がいの理解や関連する催しについて「広報すわ」での広報活動などを進めていきます。
- ・就労支援事業所の従事者の施設外就労の機会を通じて、行政や企業等の従事者に障がい者に対する理解の増進に努めます。
- ・いきいき元気館のボランティア・市民活動センターで行われるボランティア活動に障がいを持つ方の参加を促進します。

②発達障がいなど障がいの啓発・広報の推進

- ・特に発達障がいは理解されにくい障がいであり、発達障がいを理解する研修会の実施や、発達障がい者サポーター養成講座*への参加を周知していきます。
- ・教職員や支援員の専門的な知識の向上や障がいへの認識を深めるための研修会を継続的に開催します。
- ・自立支援協議会では毎年フォーラムを開催し、障がいに対する市民への理解を深めるための取り組みを進めていきます。コロナ禍においても可能な方法での開催を検討します。

③地域における福祉活動・福祉教育の推進

- ・民生児童委員は、地域の身近な相談者として相談内容に応じた支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役をしていきます。あわせて、必要な知識についての研修を行います。
- ・社協では、ボランティアコーディネーターなどの人材育成、ボランティアの資質向上及びボランティア・市民活動団体のネットワーク化などを図り、障がい者を支えるボランティア活動を支援します。
- ・社協では、こどもを対象にした学校における福祉教育と並行して、大人を対象とした福祉教育についての実施を検討します。
- ・市内の小中学校及び図書館等で視覚障がい者等の読書環境の整備を進め、あわせて、児童・生徒等への啓発を行います。

(2) 権利擁護、虐待防止の推進

現状と課題

- 経済的虐待による金銭搾取やそう状態による多額の商品購入、障がいが原因でサービスの手続きができないなどの人がおり、権利や財産を守るために「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」などによる支援が必要です。
- 障がい者自身や家族の高齢化に伴い、親亡き後の障がい者自身の生活について不安を抱く人が多くいます。
- 社協への委託により、平成29年度に「諏訪市成年後見支援センター」をいきいき元気館内に設置しました。平成30年度からは、「諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター」として下諏訪町も加えた支援体制を構築しています。
- 諏訪圏域の各市町村及び成年後見支援センターでは、国の「成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（成果指標）」に基づき、令和3年度中の「中核機関設置」に向けた協議をしています。

- 社会福祉課に障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談及び虐待を発見した人からの通報窓口として機能しています。また「諏訪市高齢者・障害者虐待ネットワーク運営委員会」を開催し、虐待防止マニュアルの作成、地域や事業所などでの虐待防止の取り組みを図っています。
- 自立支援協議会に設置していた権利擁護部会を令和2年度に権利擁護委員会に改組し、諏訪圏域6市町村、諏訪保健福祉事務所、障がいサービス事業所及び法律関係者において障がい者の権利擁護に関する連携を強化しました。

施策の方向

①権利擁護のための施策の充実

- ・社協で行っている「日常生活自立支援事業」は「成年後見制度」と合わせて障がい者の権利を擁護する事業として、充実させていきます。
- ・成年後見支援センター及び成年後見支援制度について周知に努めるとともに、市民等を対象とした啓発を行います。
- ・諏訪圏域の各市町村及び成年後見支援センターにおいて、成年後見支援の中核となる機関について、圏域全体での機能強化に向けた取り組みを進めます。特に諏訪圏域における受任調整会議については、できるだけ早期に設置し、真に成年後見制度の利用が必要な方への速やかな支援につながるよう努めます。
- ・市の成年後見制度利用促進体制整備に向けた計画について、令和3年度中に策定します。
- ・市長による家庭裁判所への申し立てや、申し立て及び後見人報酬など制度利用に関する費用負担が困難な人への助成などを引き続き行っていきます。
- ・各福祉施設が設ける苦情解決方法について、利用者からの苦情を受け付ける仕組みづくり、第三者委員会の設置などを働きかけていきます。
- ・介護保険施設や有料老人ホーム等、障がい者を主な対象としない施設に対しても、障がい者が利用する場合はそれぞれの特性に応じた適切な支援に努めるよう、働きかけを行います。
- ・権利擁護委員会を活用して、諏訪圏域の福祉事業所を対象に研修会等を開催します。

②虐待防止の取り組み

- ・障害者虐待防止センターでは、虐待に関する相談及び通報を受け付け、虐待の可能性がある場合や支援が必要な場合は、ケア会議の実施などで関係機関と連携し、問題解決を進めます。
- ・権利擁護委員会を活用して、諏訪圏域の福祉事業所の虐待防止に向けた職員の認識向上に努めます。

第3編

障がい福祉計画(第6期)

障がい児福祉計画(第2期)

(障がい福祉サービスの目標値・見込みと取り組み)

第1章 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

本市では、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービスの見込み及びその確保方策について、障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービスの円滑な提供を図ってきました。この度、平成30年度から令和2年度までを期間とする「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」の期間が満了を迎えたことから、障がい福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を設定した「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

（2）計画の位置づけ

- 「第6期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけます。
- 「第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけます。
- 「障がい者福祉計画」ほか諏訪市の保健福祉に関する計画体系図は、次ページ体系図のとおりです。

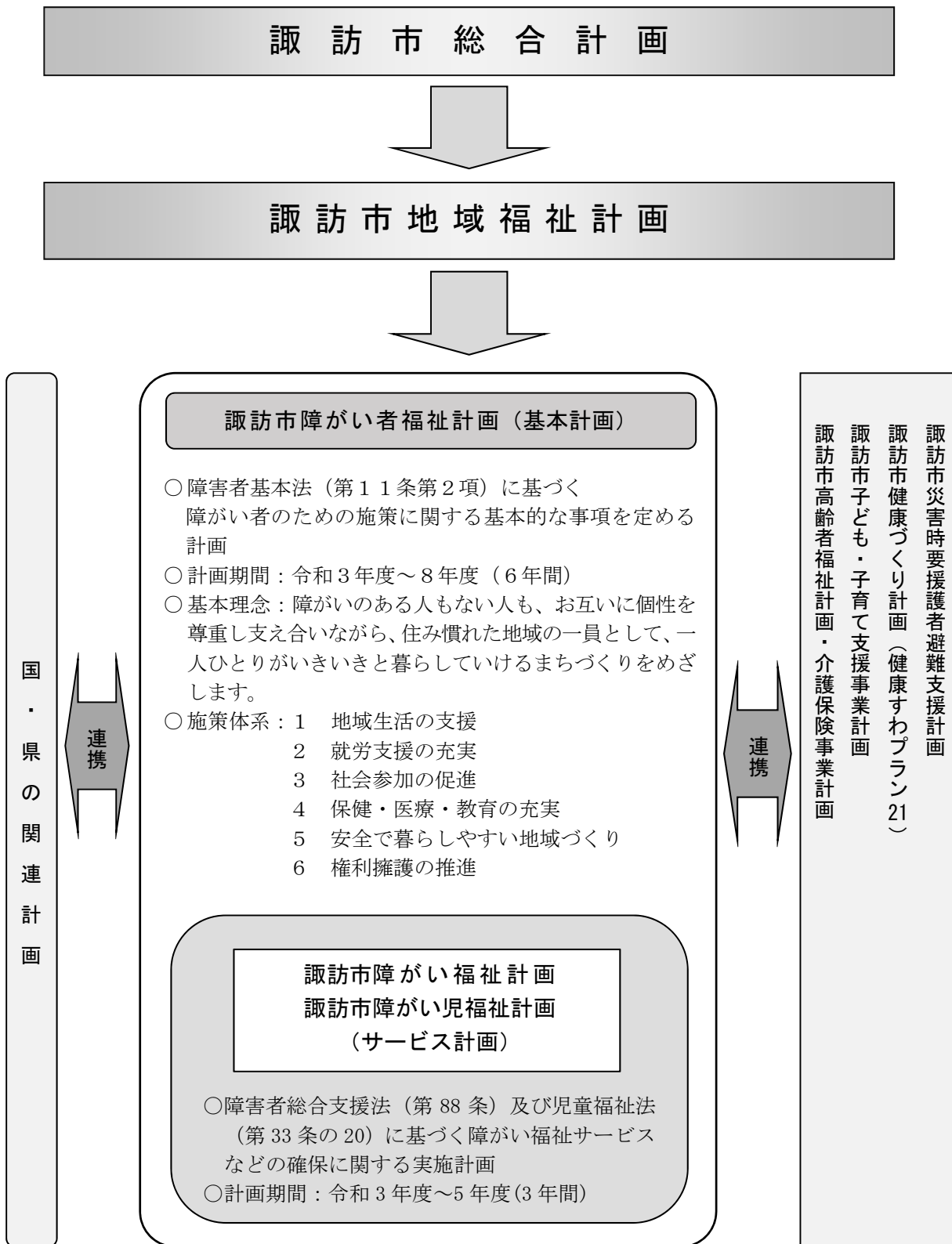
（3）計画の期間

計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間として、障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）を一体的に策定しています。

（4）基本理念

障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し支え合いながら、住み慣れた地域の一員として、一人ひとりがいきいきと暮らしていけるまちづくりをめざします。

諏訪市の保健福祉に関する計画体系図



（5）計画の基本的指針

障害者総合支援法においては、障がい者の社会参加の機会及び生活する場の選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、並びに社会的障壁の除去を基本理念として掲げるとともに、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者などに対する支援の拡充を行い、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされています。

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては次に掲げる点、及び、障がい者自らが望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るため平成30年度からの障害者総合支援法改正内容に配慮して数値目標を設定します。

また、障がい児のライフステージ[※]に沿って関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

①障がい者の等の自己決定の尊重と必要とするサービスの提供

障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するため、入り口である相談支援体制の充実・強化に努めます。また、居宅介護や生活介護、就労継続支援等、各個人にあったサービスを提供やグループホームへの入居等ができるよう、対応できるサービス事業所の確保に努めます。

②地域生活支援拠点などの整備

障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを整備するため、地域生活支援拠点事業や地域移行支援及び地域定着支援などの推進により、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行・継続の支援及び就労等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。

③福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業や新たなサービスである就労定着支援などの推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

④障がい福祉サービスを担う人材の確保

将来にわたって質の高い障がい福祉サービス等を安定的に提供していくため、オアシス及び自立支援協議会等と協力し、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の強化に取り組んでいきます。

第2章 前期計画における成果目標の達成状況

(1) 障がい福祉計画

①入所施設利用者の地域生活への移行

項目	令和2年度 目標	令和元年度 実績	達成率
※平成28年度末施設入所者数 30人			
年度末時点の施設入所者数	27人	29人	—
【目標①】令和2年度までの地域生活移行者	3人	1人	33%
【目標②】令和2年度までの施設入所者削減	3人	1人	33%

地域生活への移行者については3人の目標に対し、令和元年度までに1人とどまっています。また、施設入所者についても死亡等により入所者数が減少することもありましたが、新規入所者もあり目標達成に至っていません。

原因として、施設入所者の地域生活への移行後の受け皿となるグループホームが不足していることや、地域生活を支える支援体制が整っていないことが考えられ、今後、障がい福祉事業所の基盤整備（施設整備）や包括的な支援体制の構築が必要です。

②地域生活支援拠点などの整備

目標：平成30年度に地域生活支援拠点を1か所整備する。

結果：平成30年4月より地域生活拠点整備事業を開始。地域支援拠点コーディネーターを配置するとともに、面的整備の一環として事業所の協力を得て緊急時に備えた空床確保を実施しました。今後も自立支援協議会等を活用して事業を推進します。

③福祉施設利用者の一般就労への移行

項目		平成 28年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
福祉施設から一般就労への移行	目標		3人	4人	4人
	実績	2人	4人	6人	
就労移行支援事業利用者数	目標		9人	10人	11人
	実績	6人	8人	8人	7人

福祉施設から一般就労への移行については、目標を達成していますが、就労移行支援事業利用者数については、目標をやや下回っており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、利用が伸び悩んでいる状況です。

④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標：令和2年度末までに、圏域内で保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。

結果：令和2年度末までの「協議の場」の設置には至りませんでした。諏訪圏域の市町村及びオアシスで協議をし、令和3年度中に「協議の場」を設置することで合意しました。今後、自立支援協議会を活用し、関係機関に協力を呼び掛けていきます。

（2）障がい児福祉計画

①障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の利用人数は、諏訪圏域の障がい児福祉サービス事業所の整備が進んだことに伴い、平成28年度の54人／月から令和元年度は153人／月へと急増しました。今後は、強度行動障害などの特性にも対応した事業所の整備が必要となります。

また、医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場については、自立支援協議会の療育部会において実施していますが、今後、諏訪圏域に医療的ケア児コーディネーターを配置するための協議を進めます。



第3章 成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

国の定める基本指針では、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを目標値としています。

項目	数値	考え方
令和元年度末施設入所者数	29人	
令和5年度末入所者数	26人	
【目標値①】地域生活移行者の増加	4人	令和元年度末の入所者から13.8%が移行
【目標値②】施設入所者の削減	3人	令和元年度末の入所者から10.3%削減

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築とは、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、自治体などの連携による支援体制を構築するものです。

県では①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、②精神病床における1年以上長期入院患者数、③精神病床における早期退院率についてそれぞれ目標値を設定します。

市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和3年度中を目標に諏訪圏域における保健・医療及び福祉関係者による協議の場を自立支援協議会及びオアシスと協力して設置します。

（3）障がい者の地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいの重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）として、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を諏訪圏域で進めています。

この「面的整備」として、令和元年度より諏訪圏域内の事業所の協力により緊急時の緊急入所（空床確保）を開始しています。

今後は、自立支援協議会の地域生活支援拠点検討会を年4回程度開催し、「一人暮らしやグループホームにおける生活等の体験の機会や場の提供」や「人材の確保や要請といった専門性の維持機能」等への取り組みを進めます。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設（※1）から一般就労（※2）への移行者数等

国は令和5年度の目標を令和元年度の1.27倍以上としていますが、就労移行支援の利用者増を考慮し1.67倍を目標値として設定します。

また、令和5年度の移行者10人のうち70%（7人）は、就労定着支援事業を利用することを目標値として設定します。

（※1）福祉施設：就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）をいう。

（※2）一般就労：企業などに就職（パート就労含む）、在宅就労、自ら起業等をいう。

②就労移行支援事業利用者数

国は令和5年度の目標を令和元年度の1.30倍以上としていますが、令和元年度の実績を踏まえ、2.00倍を目標値として設定します。

③就労継続支援事業利用者数

国は令和5年度の目標をA型については令和元年度の概ね1.26倍以上、B型については概ね1.23倍以上としていますが、令和元年度の実績を踏まえ、A型は1.33倍、B型は1.50倍を目標値として設定します。

目 標		令和元年度 (実績)	令和5年度 (目標)
① 福祉施設から一般就労への移行者数		6人	10人 1.67倍
② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数		1人	2人 2.00倍
③ 就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	3人	4人 1.33倍
	B型	2人	3人 1.5倍
④ 生活介護・自立訓練から一般就労への移行者数（参考）		0人	1人

（5）障がい児支援の提供体制の整備

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の整備と充実を図ります。あわせて、保育園や小中学校と連携し、保育所等訪問支援の実施体制の充実を目指します。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

諏訪圏域には、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が複数あり、今後こうした事業所や自立支援協議会と連携し、人材の養成や支援の充実を図ります。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議については、自立支援協議会の療育部会において実施していますが、今後、諏訪圏域に医療的ケア児コーディネーターを配置するための協議を進めます。

（6）相談支援体制の充実・強化等

機関相談支援センターであるオアシスを中心として、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行います。あわせて、オアシス及び自立支援協議会を活用して各種研修会を実施し、人材の育成に努めます。

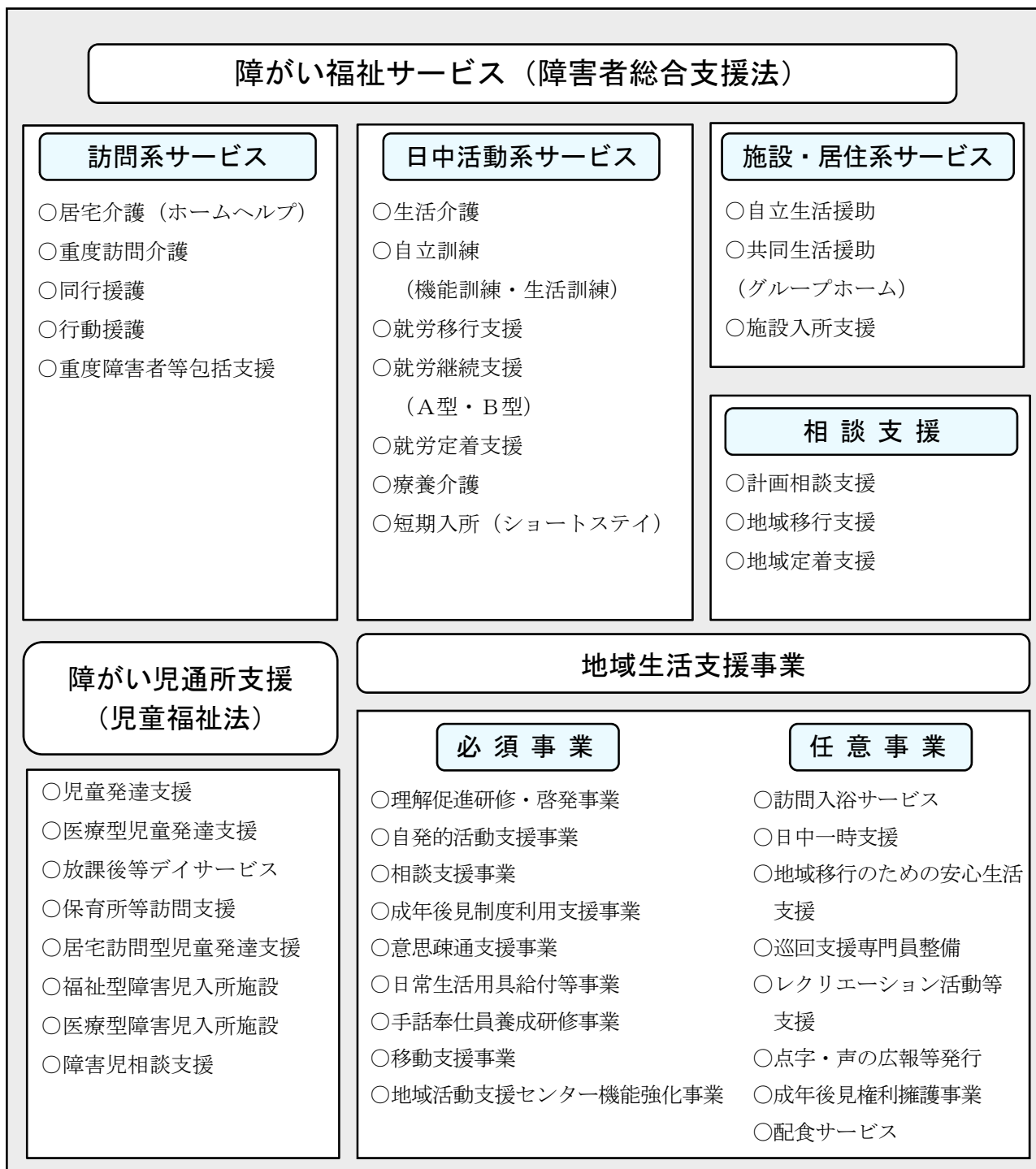
項 目	令和5年度の目標
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	28回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込み	10回

（7）障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修等に市の職員を派遣するとともに、自立支援協議会を活用して諏訪圏域の市町村及び事業所等と障がい者自立支援審査システムによる審査結果の共有を図ります。

第4章 活動指標

1 障がい福祉サービス等の体系



※障がい福祉サービスの内容については、巻末の資料を参照してください。

2 障がい福祉サービス等の見込み量と確保の方策

◎見込み量推計の考え方

各サービスの見込み量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 前期計画期間における利用実績
- 当事者や関係団体、事業所へのアンケートやヒアリング等から得た利用ニーズの動向
- 施設入所者の地域生活への移行者数
- 平均的な1人当たり利用量 等

なお、各サービスの見込み量の推計の考え方は障がい児通所支援についても同様です。

◎定員数及び事業所数の考え方

諏訪圏域では、市町村の枠にとらわれず、一体的なサービス利用が進んでいるため、諏訪保健福祉事務所が取りまとめをした諏訪圏域全体の定員数及び事業所数を記載しています。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

訪問系サービスは、近年6%程度の利用増が続いていますが事業所は、諏訪圏域全体ではほぼ充足している状況です。今後は、様々な障害の特性に応じた人材の養成及び事業所の確保に向けて自立支援協議会とも連携して取り組みを進めていきます。

❖訪問系サービスの実績と見込み量

種類	単位	第5期実績(見込み)			第6期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	時間/月	1,507	1,644	1,776	1,919	2,034	2,156
	人/月	94	97	105	115	121	128

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

諏訪圏域全体で定員枠は充足していますが、相談員アンケートによると強度行動障がい等障がいの特性によってサービスの利用を断念したケースがあるとの回答が目立ちました。オアシス及び自立支援協議会と連携して、障がいの特性に対応できる人材の養成に努めます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

近年利用が減少しているサービスですが、令和元年度実績並みで見込みました。サービスの利用期間が2年間ということもあり、常に新たな利用者の掘り起こしが必要です。

③就労移行支援

サービスの利用が平成29年度をピークに減少に転じていますが、今後、福祉施設から一般就

労への移行を促すうえで重要となるサービスです。特別支援学校から一般就労に移行する際の準備段階としての利用も見込まれるため、令和元年度実績並みで見込みました。

④就労継続支援（A型・B型）

A型・B型ともにサービス提供事業所の増加とともに利用者数も増加しており、今後もこの傾向が継続する見込みです。利用者の状況に応じ、一般就労への移行が見込める方には、移行に向けた支援を実施します。

⑥就労定着支援

現状のサービス利用は少なめですが、今後、福祉施設から一般就労への移行を促すうえで重要となるサービスです。今後、自立支援協議会等とも連携し、利用者の掘り起こしを進めていく必要があります。

⑦療養介護

重症心身障がい者は、現状程度で推移する見込みです。ただ、在宅生活が難しく施設を希望される人に対しては、施設の空き状況の把握に努め、入所の調整をしていきます。

⑧短期入所（ショートステイ）

短期入所は、平成28年度以来、利用の減少が続いていますが、相談員アンケートによると施設の体制により利用を断念したとの回答がありました。知的障がい者及び精神障がい者の受け入れができる施設等、ニーズに即した体制の構築により、利用の微増を見込んでいます。

❖ 日中活動系サービスの実績と見込み量

種類	単位	第5期実績(見込み)			第6期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	人日分/月	1,558	1,625	1,788	1,966	2,163	2,380
	人/月	102	107	118	130	143	157
②自立訓練 (機能・生活)	人日分/月	107	89	89	89	89	89
	人/月	7	7	7	7	7	7
③就労移行支援	人日分/月	133	91	91	91	91	91
	人/月	7	5	5	5	5	5
④就労継続支援 (A型)	人日分/月	673	976	1,054	1,139	1,207	1,280
	人/月	32	47	51	55	59	62
⑤就労継続支援 (B型)	人日分/月	1,123	1,471	1,589	1,716	1,819	1,928
	人/月	71	98	106	115	122	129
⑥就労定着支援	人/月	0	1	1	3	4	7
⑦療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
⑧短期入所 (ショートステイ)	人日分/月	143	93	96	99	102	105
	人/月	14	13	13	14	15	15

❖ 日中活動系サービスの定員数及び事業所数（諏訪圏域全体）

種類	単位	令和元年度		第6期計画		
		定員枠	実利用数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	定員数	436	349	386	403	422
	事業所数	17		18	19	19
②自立訓練 (機能・生活)	定員数	40	19	24	24	24
	事業所数	3		4	4	4
③就労移行支援	定員数	42	28	33	35	37
	事業所数	4		4	4	4
④就労継続支援 (A型)	定員数	145	143	155	161	168
	事業所数	7		8	8	9
⑤就労継続支援 (B型)	定員数	392	285	318	338	356
	事業所数	22		24	26	28
⑥就労定着支援	定員数	0	4	9	15	22
	事業所数	0		1	2	3
⑦療養介護	定員数	10	26	26	26	27
	事業所数	1		1	1	1
⑧短期入所 (ショートステイ)	定員数	30	33	35	37	38
	事業所数	10		11	11	12

※表の見方

「令和元年度」の「定員枠」は、各サービスにおける諏訪圏域全体の事業所数とその定員数を示しており、「実利用数」は、各市町村の実際の利用者数を積み上げたものです。

「第6期計画」は、各市町村がそれぞれ算出した必要とする定員数の見込みを積み上げたものとなっています。このため、例えば①生活介護については、令和元年度の定員枠436人分に対し実利用数は349人とどまっているため、すでに充足しているとも考えられます。ところが、実際には令和元年度の定員数は各事業所における受入の上限を積算したものであるため、サービス従事者の不足等により定員上限の受け入れができなかったり、障がいの特性により受け入れができなかったりする場合があります、定員数以外の要因も考慮して基盤整備の計画を立てる必要があります。

なお、⑦療養介護のように圏域内の事業所で必要な定員枠を確保することが困難な場合は、松本圏域や上伊那圏域等、他圏域の施設利用を考慮する必要があります。

(3) 施設・居住系サービス

①自立生活援助

現在、本市では利用がありませんが、今後の利用を見込みます。また、諏訪圏域全体で徐々に整備が進む見込みです。

②共同生活援助（グループホーム）

相談員アンケートで不足が指摘されているサービスです。障がいの特性により利用が困難な場合があるため、人材育成等により対応力の強化が必要です。利用者については今後も増加が続く見込みです。日中サービス支援型のグループホームは現在、諏訪圏域に存在しませんが、自立支援協議会と協議のうえ、新たなルールを策定したうえで整備を進めていく方向です。

③施設入所支援

国の目標において、施設入所を減らすことが打ち出されているため、減少を見込んでいます。

❖施設・居住系サービスの実績と見込み量

種類	単位	第5期実績(見込み)			第6期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
② 共同生活援助	人/月	42	58	64	72	80	88
うち日中サービス支援型	人/月	0	0	0	2	4	6
うち精神障がい者の利用	人/月		16	18	20	22	24
③ 施設入所支援	人/月	28	29	29	28	27	26

❖施設・居住系サービスの定員数及び事業所数（諏訪圏域全体）

種類	単位	令和元年度		第6期計画		
		定員枠	実利用数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 自立生活援助	定員数	0	1	6	7	7
	事業所数	1		2	3	4
② 共同生活援助 うち日中サービス利用支援型	定員数	162	198	219	231	243
	住居数	27		37	39	41
	住居数	0		1	2	3
③ 施設入所支援	定員数	235	174	170	168	163
	事業所数	4		4	4	4

(4) 相談支援

令和元年度にすべてのサービス利用者にサービス利用計画を策定する目標を達成しました。相談員アンケートによるとサービス量の不足が指摘されているため、自立支援協議会等を通じて事業所に新規開設を働き掛けていきます。あわせて、オアシスを中心として相談支援専門員のスキルアップに取り組みます。また、精神病院に長期入院していた人が地域で安心して暮らしていくために、地域移行支援や地域定着支援についても継続して実施します。

❖相談支援の実績と見込み量

種類	単位	第5期実績(見込み)			第6期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	人/月	70	80	96	116	127	140
② 地域移行支援	人/月	2	1	1	1	1	1
うち精神障がい者の利用	人/月	0	1	1	1	1	1
③ 地域定着支援	人/月	2	3	4	4	5	6
うち精神障がい者の利用	人/月	0	1	1	2	2	3

❖指定特定相談支援事業所数（諏訪圏域全体）

種類	単位	令和元年度 実数	第6期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定相談支援	事業所数	22	25	26	28

(5) 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策

児童発達支援や放課後等デイサービスについてはサービス提供事業所の増加とともに利用者も増加傾向にあります。保育所等訪問支援についても保育園及び小中学校の協力を得ながら利用者を増加させています。

居宅訪問型児童発達支援や福祉型児童入所支援は、新しいサービスであり、現在、諏訪圏域にサービス提供事業所がありませんが、今後、圏域全体として整備を進めていきます。

❖ 障がい児福祉サービスの実績と見込み量

種類	単位	第5期実績			第6期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分/月	518	528	634	761	837	920
	人/月	60	58	70	84	92	102
放課後等 デイサービス	人日分/月	373	511	664	864	950	1,045
	人/月	54	69	90	117	129	142
保育所等 訪問支援	人日分/月	5	7	10	14	17	20
	人/月	4	6	8	12	15	17
福祉型障害児入所施設	人/月	0	2	2	2	2	2
医療型障害児入所施設	人/月	0	3	3	3	3	3
障害児相談支援	人/月	21	25	30	36	40	44

❖ 障がい児福祉サービス事業所数（諏訪圏域全体）

種類	単位	令和元年度		第6期計画		
		定員枠	実利用数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	定員数	55	50	68	73	78
	事業所数	4		6	6	7
放課後等 デイサービス	定員数	100	159	191	201	212
	事業所数	11		21	22	23
保育所等 訪問支援	定員数	-	27	42	47	52
	事業所数	4		9	10	11
居宅訪問型 児童発達支援	定員数	0	0	2	2	3
	事業所数	0		1	1	2
福祉型 障害児入所施設	定員数	0	4	4	4	4
	事業所数	0		0	0	0
医療型 障害児入所施設	定員数	113	14	16	16	16
	事業所数	1		1	1	1
障害児相談支援	事業所数	18		20	21	22

第5章 地域生活支援事業の充実

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

地域生活支援事業は、障がい者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、安心して暮らせることを目的としています。サービスの見込み量については、令和2年10月現在におけるサービス利用状況などを勘案し目標値を設定します。

いずれの事業も制度改正、利用者や支援者の要望、自立支援協議会等の協議等を踏まえ、諏訪圏域の他市町村とも調整の上、見直しを加えながら継続していきます。

利用者負担については、必須事業の中では相談支援事業、意思疎通支援事業は無料としています。また、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業（障がいデイ）については、市民税課税世帯については、原則1割負担としますが、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料とし、自立支援給付と同様に低所得者に配慮した施策を行っています。

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

障害者週間等の機会に広報すわでの周知や、自立支援協議会において障がいに関するフォーラムの開催、市の出前講座を通じた啓発活動等を実施します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援する事業です。障がい者団体の活動に対する支援やオアシスを活用してピアサポート活動の支援を行います。

③相談支援事業

社会福祉課とオアシスで、日常生活の相談から制度の紹介など様々な相談を行っています。オアシスは基幹相談支援センターとして、地域の相談支援事業者や関係機関との連携の構築に取り組んでいます。一般相談を充実させるとともに、平成30年4月よりオアシスに配置している地域生活支援拠点コーディネーターを中心に地域生活支援に継続して取り組みます。

すわーくらいふでは就労に向けて、就業と生活の安定に向けた就労支援、生活支援の充実を図っていきます。

④成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

「8050問題」等、親亡き後の生活に不安を抱えている家族は多いと思われれます。高齢者福祉課及び地域包括支援センターとも連携し、市長申立をはじめとする成年後見制度利用支援事業を活用し、必要な人が制度を利用できるように障がい者の権利擁護に取り組みます。

成年後見制度法人後見支援事業については、「成年後見権利擁護事業」として実施します。

⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行う事業です。平成28年度から、諏訪市が主催等する一定規模のイベントや講演会に要約筆記者を設置しています。また、平成29年度から手話通訳士の資格を有する正規職員を市で配置し、手話通訳設置事業にも対応しています。

聴覚、視覚障がい者の基本的人権を保障するという観点からも、現行の事業内容を維持させるため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を継続していきます。

⑥日常生活用具給付等事業

重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行う事業です。給付品目、給付対象、基準額についての見直しは、市民のニーズの把握や他市町村の状況などを勘案した上で、適宜行っていきます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。平成26年度より「手話奉仕員養成講座」を6市町村合同で開催しています。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行う事業です。

諏訪圏域の6市町村で移動支援事業の事業内容や料金が異なったため、同じサービスが受けられるように諏訪圏域で統一を図りました。

障がい者の社会参加のためにも、必要性の高い事業の一つと考えていますが、真に必要な人へのサービスが行き渡らなくなる事態を防ぐため、支給量の上限を原則25時間/月としています。

また、視覚障がい者が身近なところでサービスを利用できるように、一定の資格を有することを条件に、個人での登録介護者を認めています。

⑨地域活動支援センター事業

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業で、当市では総合福祉センター1階の「諏訪市障がい者デイサービスセンター」において実施しています。

65歳以上の障がい者は高齢者・介護保険制度を優先するという制度の趣旨から、65歳以上の利用者は高齢者サービスへ移行できるか検討していきます。

近年、利用者数が減少傾向にあります。引き続き希望者への案内や見学を通じて利用者の増加に努めます。

(2) 地域生活支援事業（任意事業等）

①訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の清潔の保持、心身機能の維持などを図る事業です。実利用者数は少ない状況ですが、今後も事業の周知に努め必要な方にサービスを提供していきます。

②日中一時支援事業（タイムケア事業）

障がい者などの日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労支援及び障がい者などを日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

障がい児や精神障がい者の利用が増加傾向にあり、ニーズが高い事業の1つであるため、担い手となる事業所を増やすため、諏訪圏域統一で令和2年度に料金の見直しを行いました。

③地域移行のための安心生活支援

オアシスに地域生活支援拠点コーディネーターを配置するとともに、諏訪圏域の障がい福祉施設の協力により、空床確保事業を実施しています。

④巡回支援専門員整備

発達障がいの早期発見、早期対応のため専門員が保育所等を巡回し、職員を指導するとともに保護者の相談に応じます。

⑤レクリエーション活動等支援

様々な支援を通じて障がい者の社会参加を促す事業で、より多くの障がい者が、スポーツ・レクリエーション・文化活動などに社会参加できるよう、身近な活動、交流の場の充実、障がいの状況に合わせた参加しやすい事業計画に努めています。

また、日赤奉仕団点訳奉仕班及び朗読奉仕班、手話ボランティア等の協力を得ながら視覚障がい者や聴覚障がい者への情報提供に努めます。

⑥点字・声の広報等発行

日赤奉仕団点訳奉仕班及び朗読奉仕班により視覚障がい者への通知の際の封筒への点字打ち込み及び市報の音声吹込みを行います。

⑦成年後見権利擁護事業

平成29年度より、諏訪市社会福祉協議会に成年後見支援センター業務を委託して実施しています。成年後見制度に関する相談支援のほか成年後見人の選定についても携わっています。成年後見・権利擁護に関する体制を更に強化するため、諏訪圏域の各市町村及び成年後見支援センターにおいて、権利擁護支援センターの「中核機関」について、圏域全体での機能強化に向けた取り組みを進めます。

⑧配食サービス

食事の支度が困難な障がい者に弁当の宅配とあわせて安否確認を行っています。本サービス提供事業所の通報により、障がい者の安否の早期確認に至った事例もあります。

❖ 地域生活支援事業の実施の見込み

事業名	令和3～5年度の見込み等
(1) 地域生活支援事業（必須事業）	
① 理解促進研修・啓発事業	継続して実施
② 自発的活動支援事業	継続して実施
③ 相談支援事業	
基幹相談支援センター	諏訪圏域で設置済み
同 機能強化事業	今後継続的に「基幹」としての役割を強化
住宅入居等支援事業	相談支援事業の一環として実施
④ 成年後見制度利用支援事業	1件／年の利用見込み
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見権利擁護事業により実施
⑤ 意思疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	140件／年の利用見込み
手話通訳者設置事業	正規職員（1名）配置
⑥ 日常生活用具給付等事業	
介護・訓練支援用具	3件／年の利用見込み
自立生活支援用具	8件／年の利用見込み
在宅療養等支援用具	8件／年の利用見込み
情報・意思疎通支援用具	17件／年の利用見込み
排泄管理支援用具	130件／年の利用見込み
居宅生活動作補助用具	3件／年の利用見込み
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	5人／年の実養成講習修了見込み
⑧ 移動支援事業	毎年実利用者100人、延べ3,600時間の利用見込み
⑨ 地域活動支援センター	毎年実利用者56人の見込み
(2) 地域生活支援事業（任意事業）	
訪問入浴サービス事業	2人／年の利用見込み
日中一時支援事業	110人／年の利用見込み
地域移行のための安心生活支援	継続して実施
巡回支援専門員整備	継続して実施
レクリエーション活動等支援	継続して実施
点字・声の広報等発行	継続して実施
成年後見権利擁護事業	諏訪市・下諏訪町成年後見支援センターとして実施
配食サービス	毎年実利用者36人の見込み

第6章 サービスの提供に向けて

① 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会との連携

諏訪圏域では、障がい者などへの支援体制の整備を図るため、障がい当事者及びその家族、障がい福祉サービス事業所、保健、福祉、医療、教育、保育、就労などに携わる障がい福祉関係団体、行政からなる諏訪地域障がい福祉自立支援協議会を設置しています。自立支援協議会では、障がい福祉に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。

分野別の課題や検討が必要な内容は、相談支援部会や就労支援部会などの専門部会ごとに活動し対応するとともに、人材の育成にも取り組んでいます。

また、毎年自立支援フォーラムを開催し、当事者や関係者のみならず多くの方に障がいへの理解や共生を進めています。

② サービス提供体制の整備

障がい福祉サービスの基盤整備（人材、サービス事業所の育成など）について、県や自立支援協議会と連携しながら利用者ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

事業所は内部研修の実施や外部研修を積極的に受講し、職員のスキルアップやサービスの質の向上に努めます。

③ 情報提供体制の充実

障害者総合支援法や障がい福祉サービス、地域生活支援事業などに関する情報を、広報すわ、市ホームページやパンフレットなどを活用して市民に提供していきます。また、制度の改正などがあつた場合には、迅速かつ的確に情報発信していきます。

④ 支給決定における公正・公平性の確保

障害程度区分は障害支援区分に改められ、調査項目も大幅に見直しされました。利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員の知識・技術の向上を図り、障害認定審査会による公正・公平な認定と、当事者の希望する生活が送れるように、サービス等利用計画に基づくサービスの提供を行います。

⑤ 関係機関などとの連携

計画を推進するために行政、関係機関、団体などとの連携を図ります。障がい児、気になる子に対しては関係各課が参画するあゆステにおいて、継続した支援体制を構築していきます。

⑥ 計画の進行管理と評価

基本指針に即して設定された成果目標及び活動指標について、自立支援協議会において定期的に計画の達成状況の分析・評価を行います。評価の結果を踏まえ、必要に応じて次年度以降の予算・事業に反映させていきます。

資料

1 障がい福祉に関するアンケート結果

(1) 調査の目的

計画策定の基礎資料とするため、障がい者等の生活実態や要望などを把握することを目的に、アンケート調査を実施した。

(2) 調査概要

調査地域： 諏訪市全域

調査対象： 障害者手帳所持者

調査方法： 郵送配布・郵送回収

調査時期： 令和2年6月26日～令和2年7月31日

(3) 調査項目

①基礎的事項

②生活の状況

③日中活動、就労

④相談相手・情報収集

⑤障がい福祉サービスの利用状況

⑥市の施策、権利擁護、災害時の避難

(4) 回収結果

	配布数	有効回収数	回収率
身体障がい者	536票	275票	51.3%
知的障がい者	112票	54票	48.2%
精神障がい者	152票	59票	38.8%
合計	800票	364票	45.5%

① 配布数は、令和2年3月31日現在の各障がい者数の割合に応じて配分。

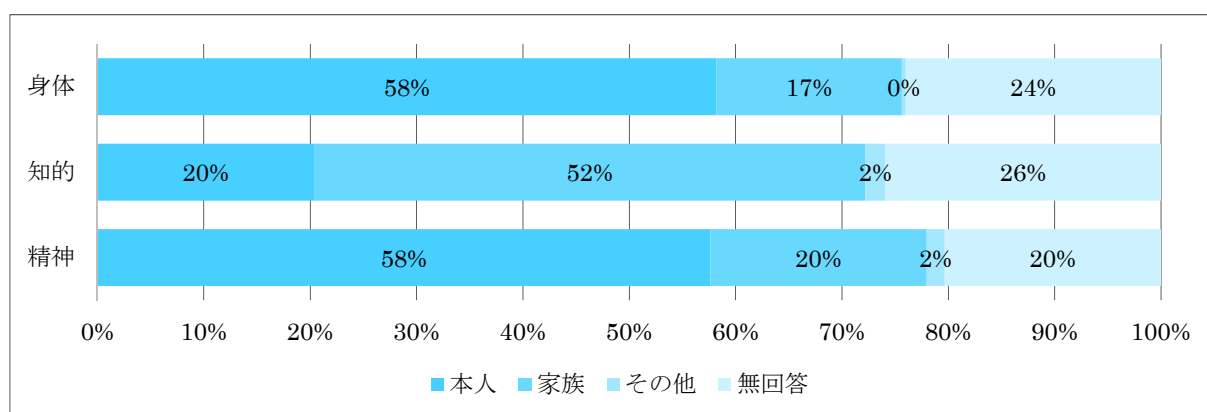
② 障がいの重複があるため、各障がい者の票数と合計は一致しない。

③ 手帳の種別の記載がなかったものについては、合計にのみ反映

④ 特に記載のない場合、以下の調査結果の各障がいの母数は上記有効回収数による。

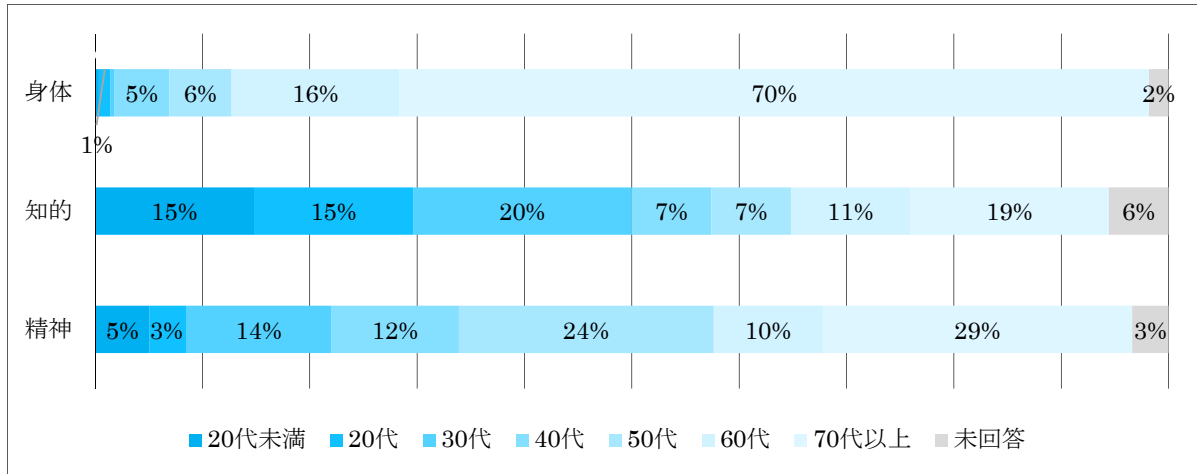
(5) 調査結果

アンケートの回答者



①基礎的事項

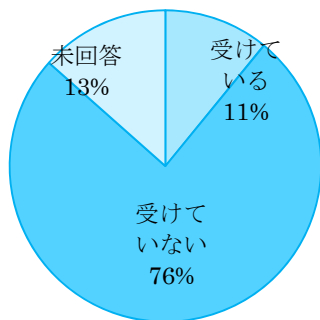
(ア)年齢について



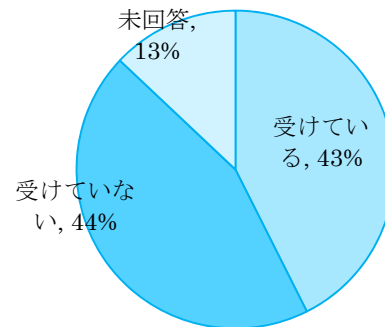
身体障がいは加齢とともに認定されることが多いため、高齢者の比率が高い一方、知的障がいは30代までが半数を占める。精神障がいは50代の比率が比較的高い。

この年齢構成の相違は、主な支援者や外出する際の同伴者、仕事の有無等多くの設問に影響している。

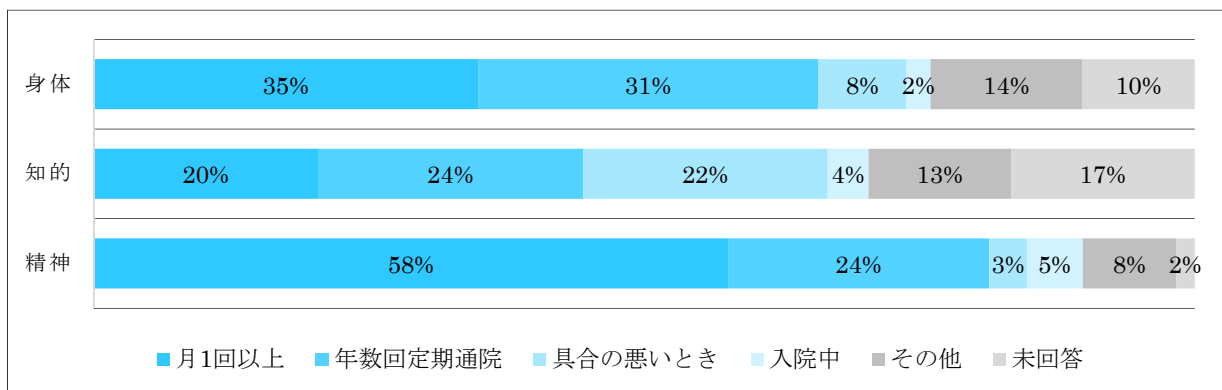
(イ) 難病の認定 (身体)



(ウ) 発達障がいの診断 (知的)



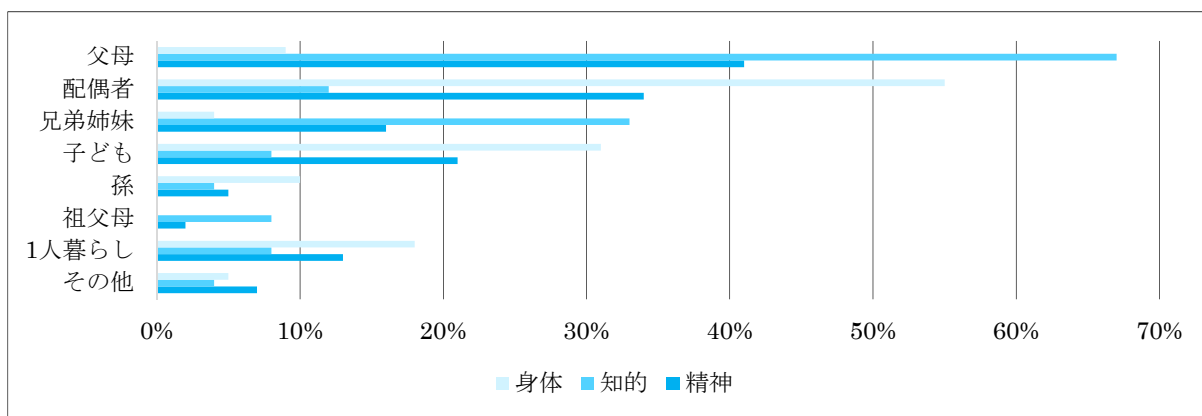
(エ) 通院の状況



精神障がいの方は多くが定期的な通院をしている。

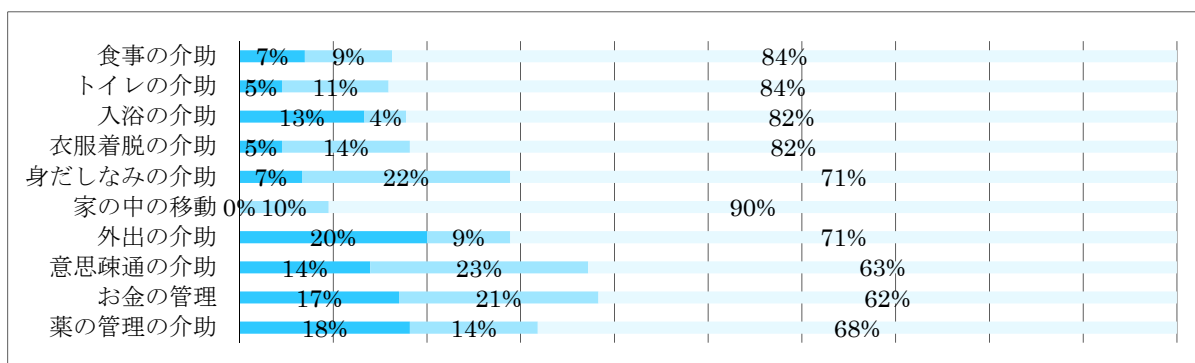
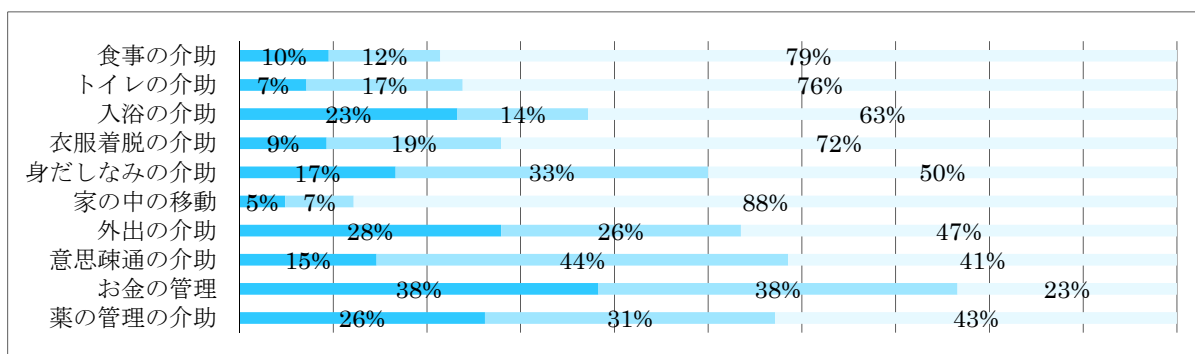
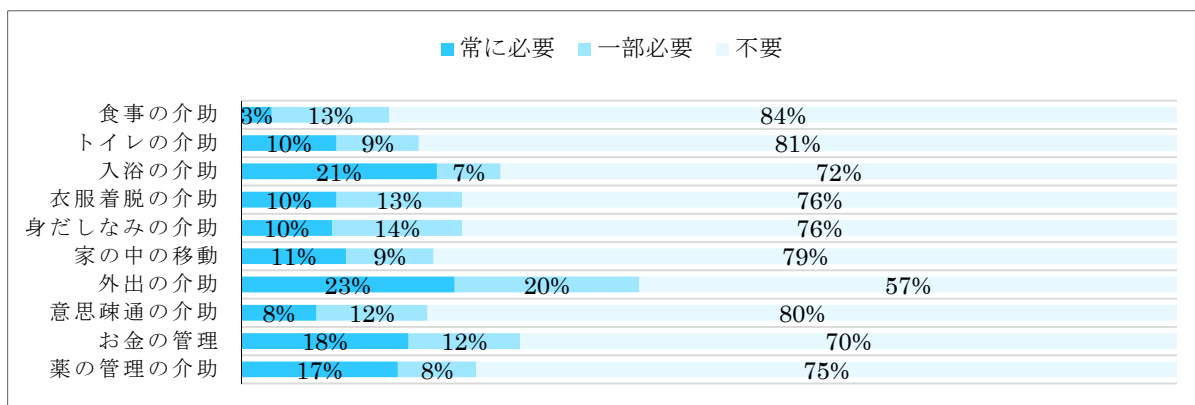
②生活の状況

(ア) 誰と一緒に暮らしているか（複数回答）

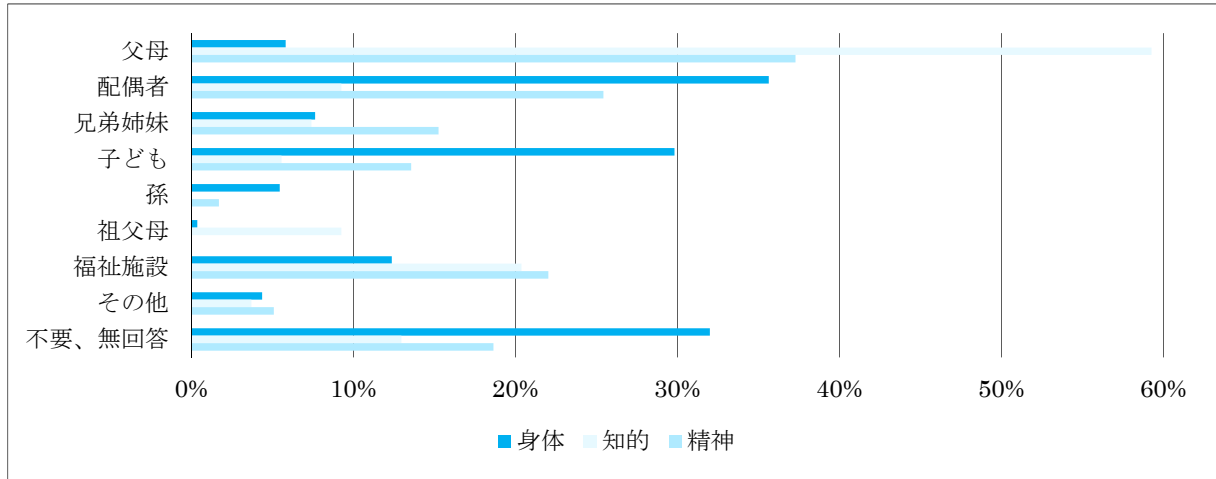


身体障がいの方は配偶者及び子どもが多く、知的障がいの方は父母及び兄弟が多く、精神障がいの方は父母及び配偶者が多い。1人暮らしは身体障がいの方が比較的多い。

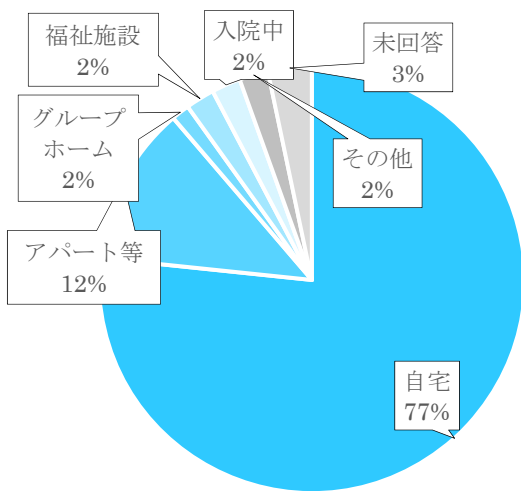
(イ) 日常生活の中で必要な支援（上段：身体、中段：知的、下段：精神）



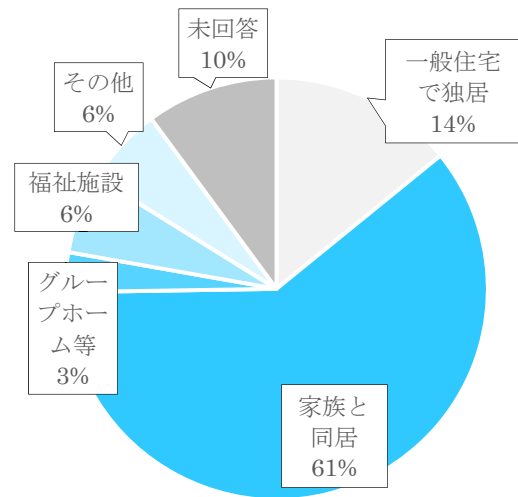
(ウ) 日常生活の主な支援者（複数回答）



(エ) 現在暮らしているところ

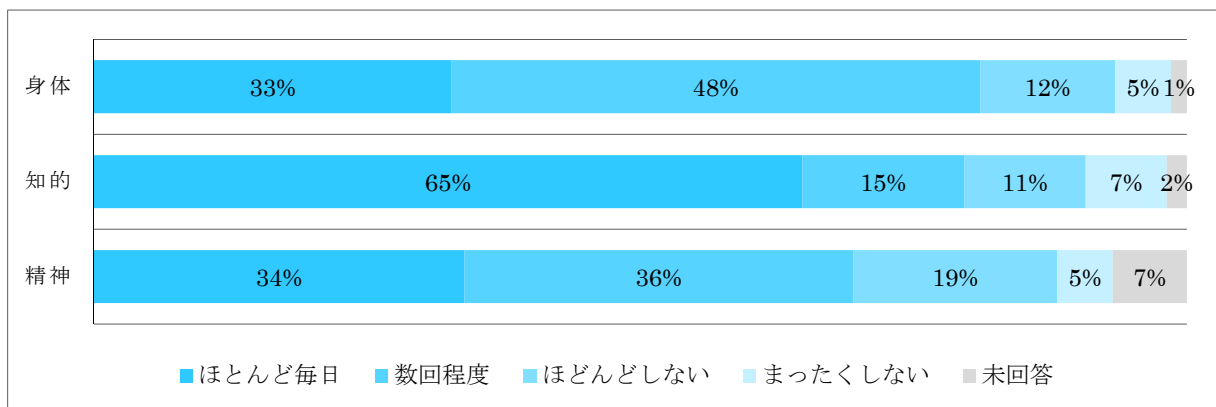


(オ) 今後3年以内にどのような暮らしをしたいか



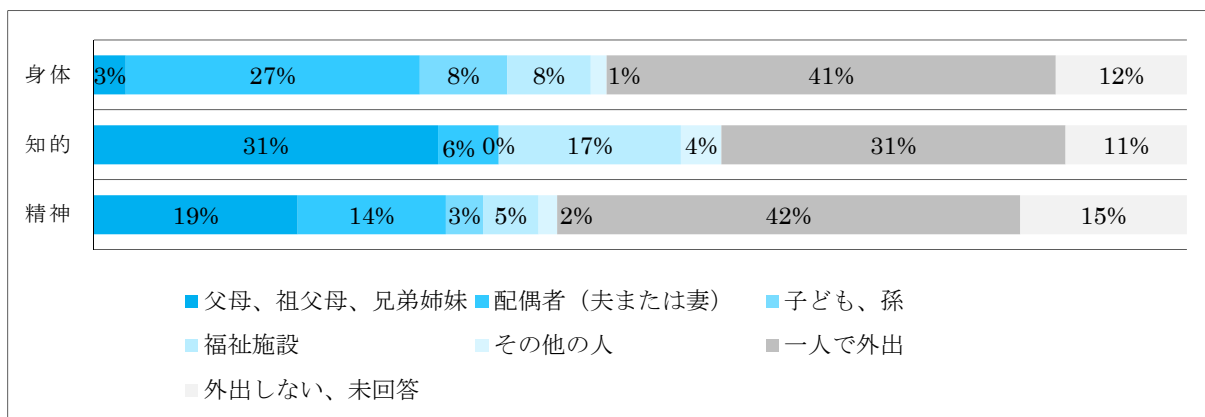
③日中活動、就労

(ア) 1週間の外出の程度



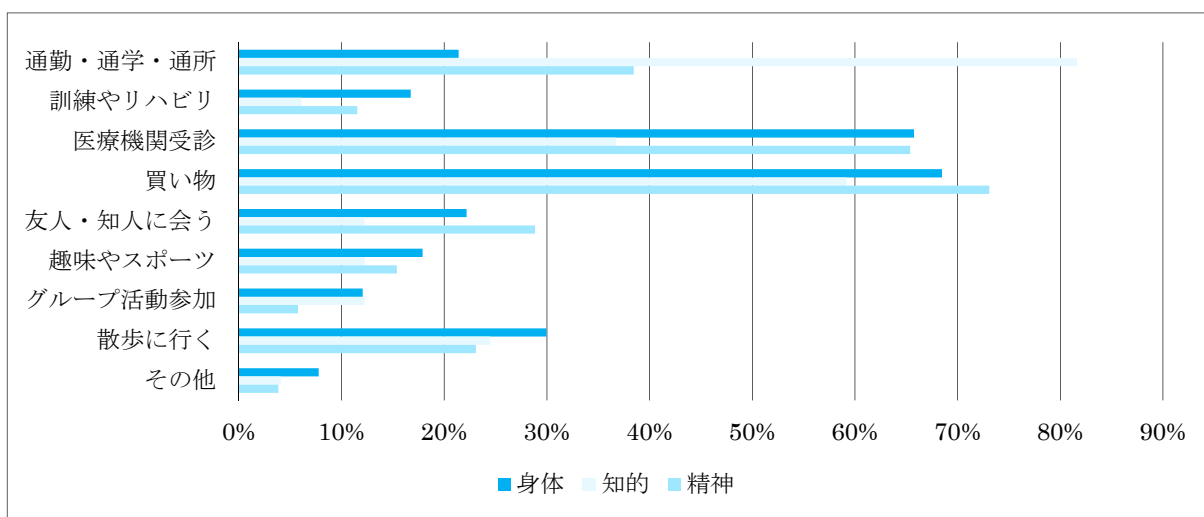
本設問は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の状況での回答を依頼。知的障がいの方は「ほとんど毎日」が突出しているが、「数回程度」を加えると各障がいにより大きな差異はない。

(ア-1) 外出する際の主な同伴者

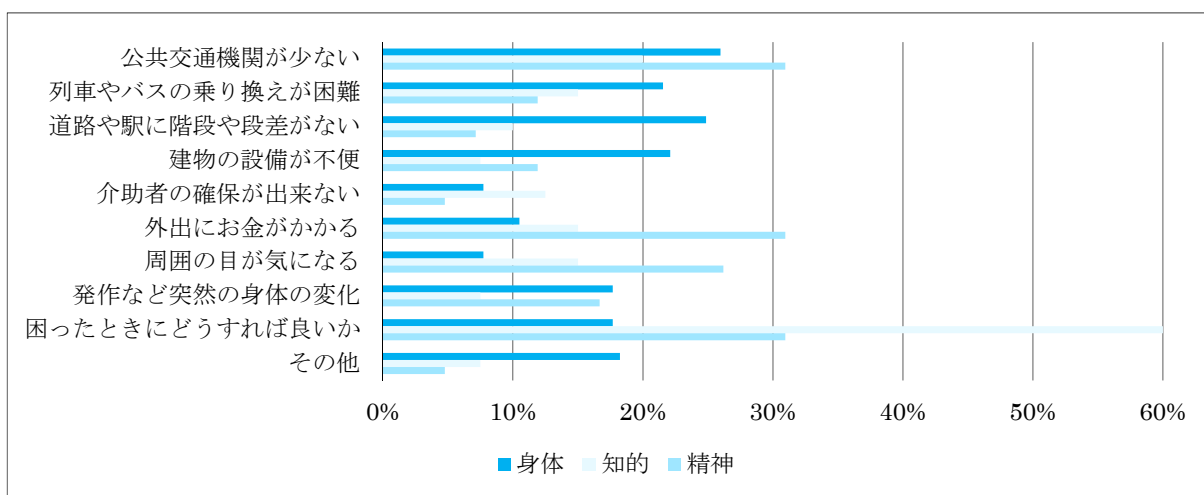


障がいに関わらず「一人で外出」が多いが、身体障がいの方は配偶者、知的障がいの方は父母等が比較的多い。

(ア-2) 外出の目的（複数回答。外出をする方を対象。nは身体 257、知的 49、精神 52）

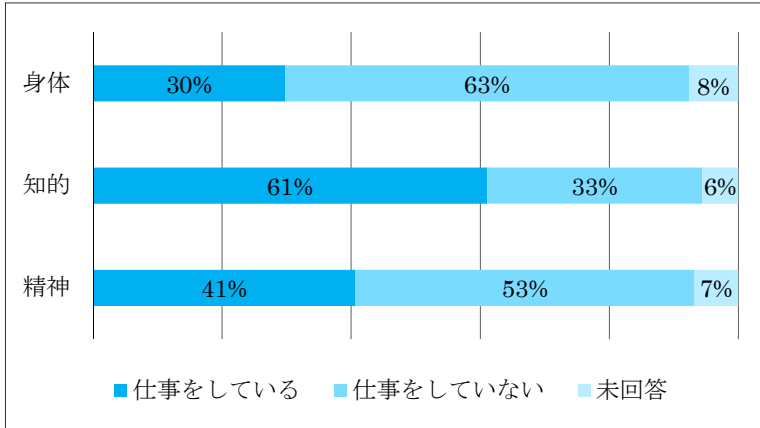


(ア-3) 外出する際に困ること（複数回答。外出をする方を対象。nは前問と同じ）



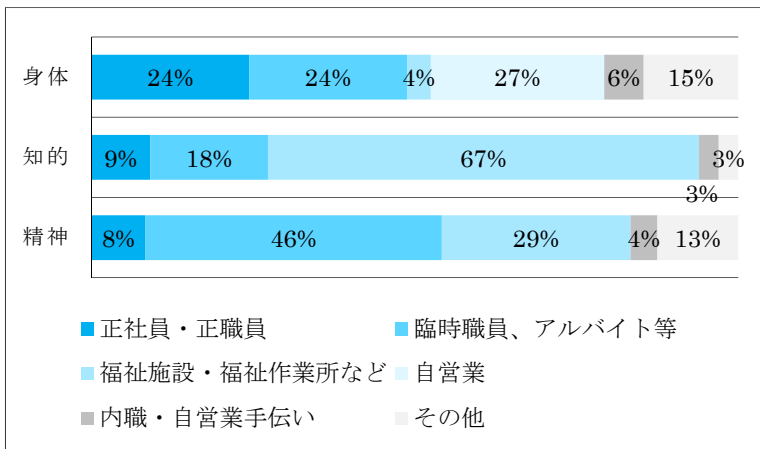
障がいに関わらず「公共交通機関が少ない（ない）」が多いが、知的障がいの方は「困った時にどうすればいいのか心配」が突出して多い。

(イ) 仕事をしているか



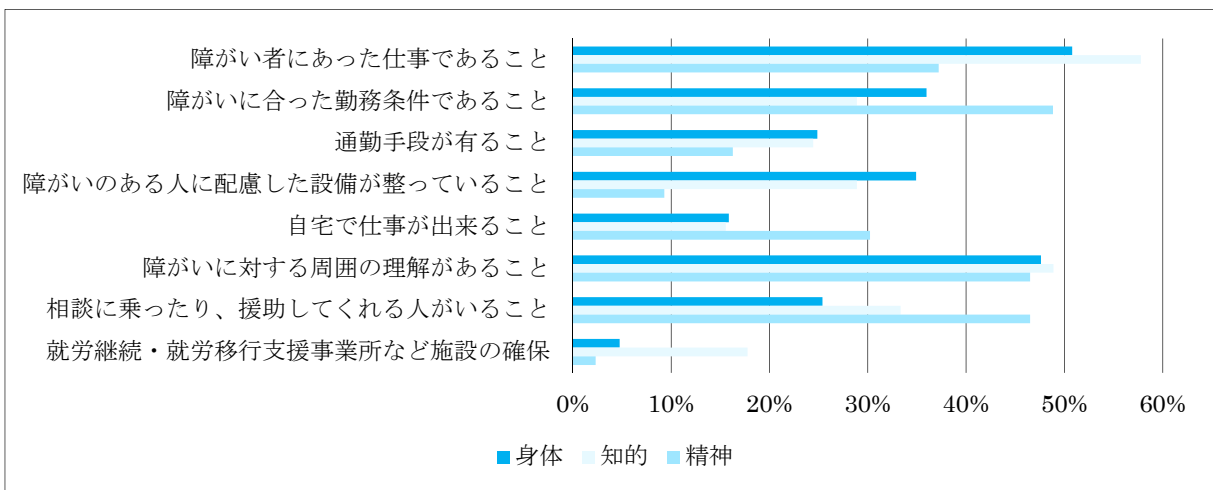
「仕事をしていない」を選んだ精神障がいの方の35%、知的障がいの方の28%が「仕事をしたい」を選択。一方、身体障がいの方の85%が「仕事をしたくない、できない、する必要がない」を選択している。

(イ-1) 仕事をしている人の内訳



前問で「仕事をしている」を選んだ方の内訳。nは身体82、知的33、精神24。身体障がいの方は正社員・正職員及び自営業が多いが、知的障がいの方は「福祉施設・福祉作業所など」、精神障がいの方は「臨時職員、アルバイト等」が多い。

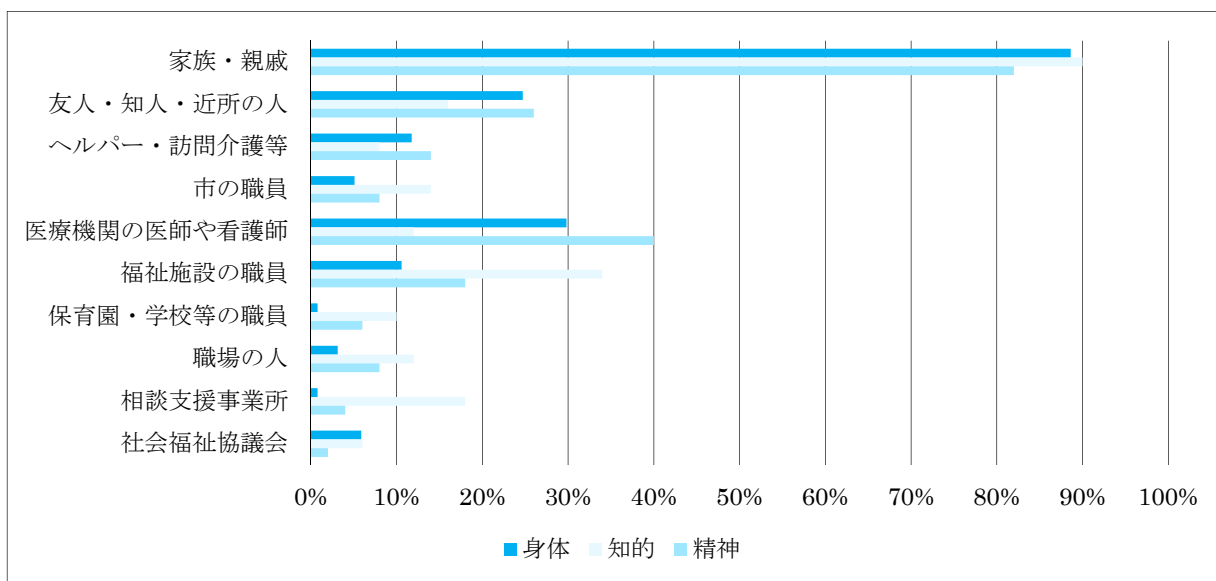
(ウ) 障がいのある人が働くために大切な環境（複数回答。上位8項目）



選択肢から最大3つを回答。有効回答nは、身体189、知的45、精神43。身体及び知的障がいの方は「障がい者にあつた仕事であること」及び「障がいに対する周囲の理解があること」が多かったが、精神障がいの方は「障がいに合った勤務条件であること」が最も多かった。

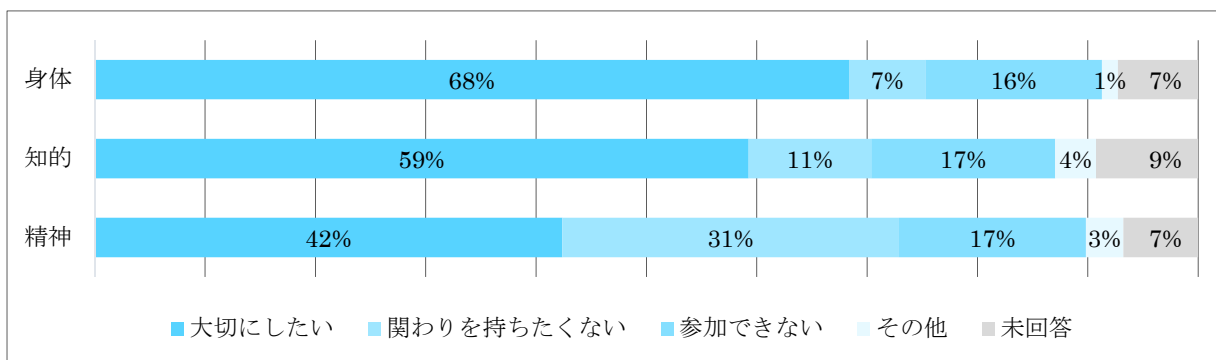
④相談相手・情報収集

(ア) 困った時の相談相手（複数回答）



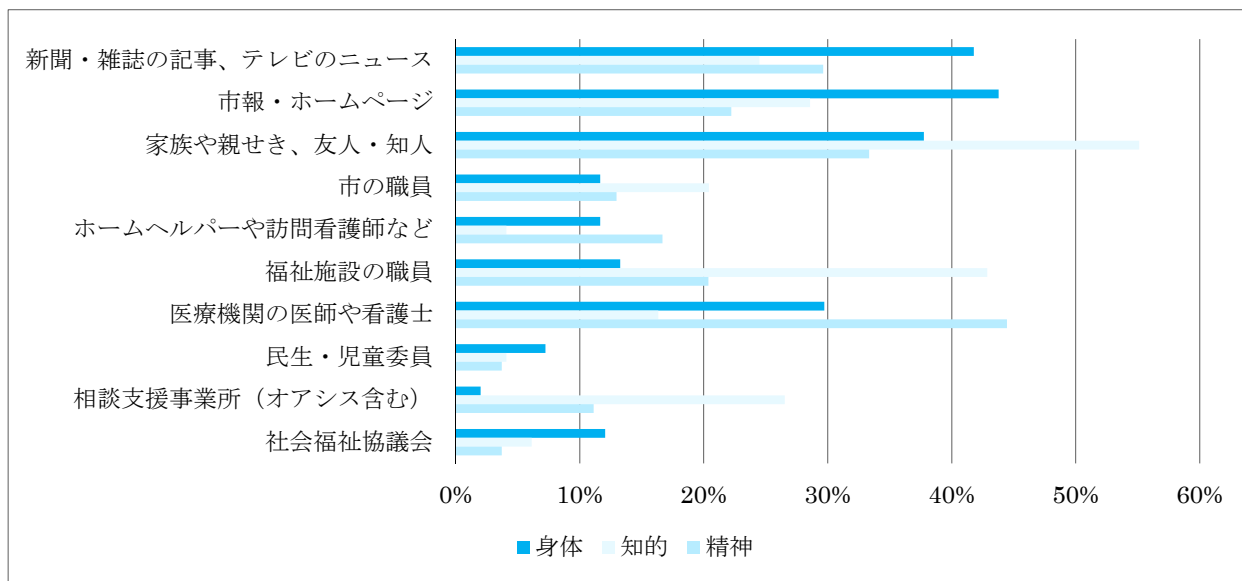
障がいに関わらず、9割前後の方が困った時に「相談する人はいる」と回答。相談相手の内訳の上位10項目。有効回答nは、身体255、知的50、精神50。家族・親戚を除くと身体障がい及び精神障がいの方は「病院・診療所の医師や看護師」が多く、知的障がいの方は「福祉施設の職員」が多い。

(イ) 地域との関わりについて



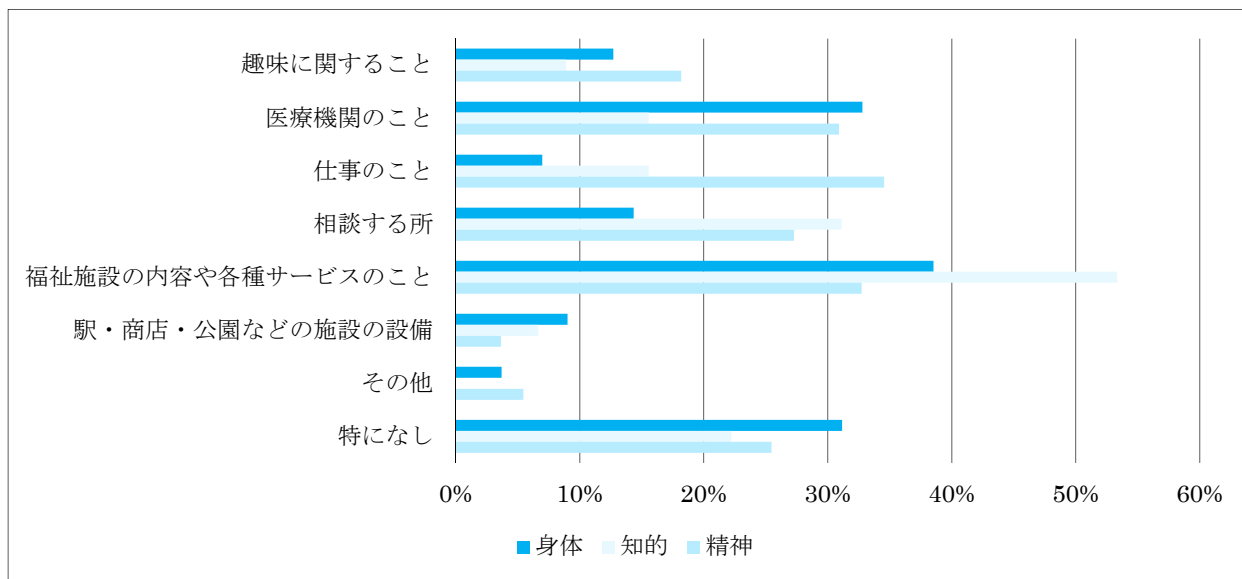
「いざという時のためにも隣近所や地域の人との付き合いを大切にしたい」は、身体障がいの方の7割近くを占めた。一方、精神障がいの方は「大切にしたい」が4割強にとどまり、「地域の人と関わりを持ちたくない」が3割強に達した。

(イ) 福祉サービスに関する情報の入手先（複数回答）



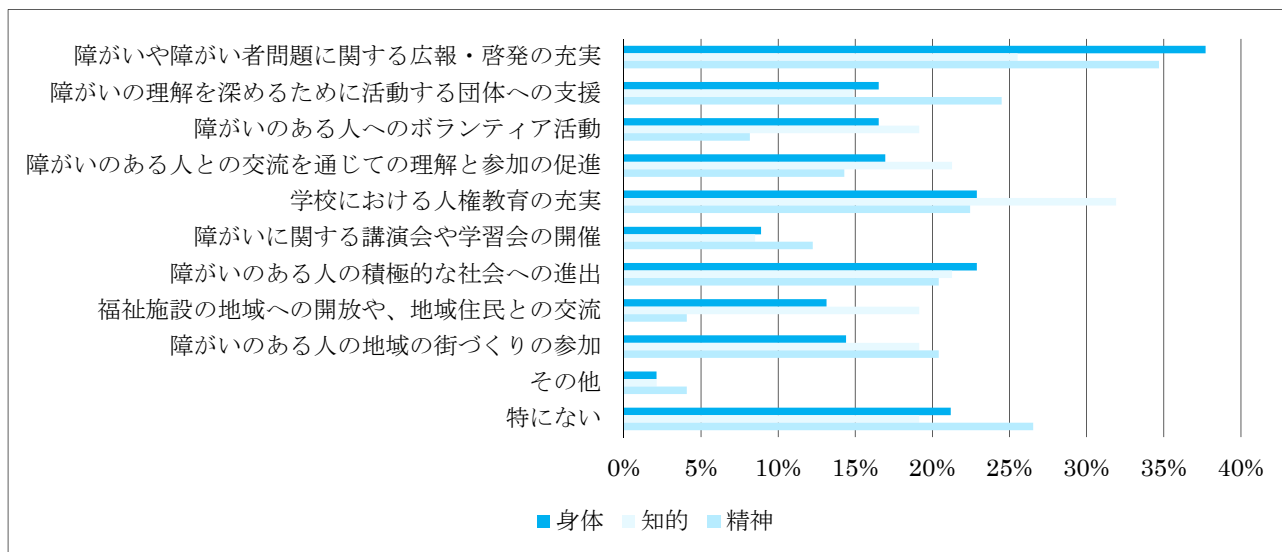
無回答を除く有効回答 n は、身体 249、知的 49、精神 54。身体障がいの方は「市の広報誌・ホームページ」、知的障がいの方は「家族や親せき、友人・知人」、精神障がいの方は「病院・診療所の医師や看護師」がそれぞれ最も多かった。

(ウ) 入手したい情報（複数回答）



無回答を除く有効回答 n は、身体 244、知的 45、精神 55。障がいに関わらず「福祉施設の内容や各種サービスのこと」が多いが、身体障がいの方は「医療機関のこと」、知的障がいの方は「相談するところ」、精神障がいの方は「仕事のこと」なども多かった。

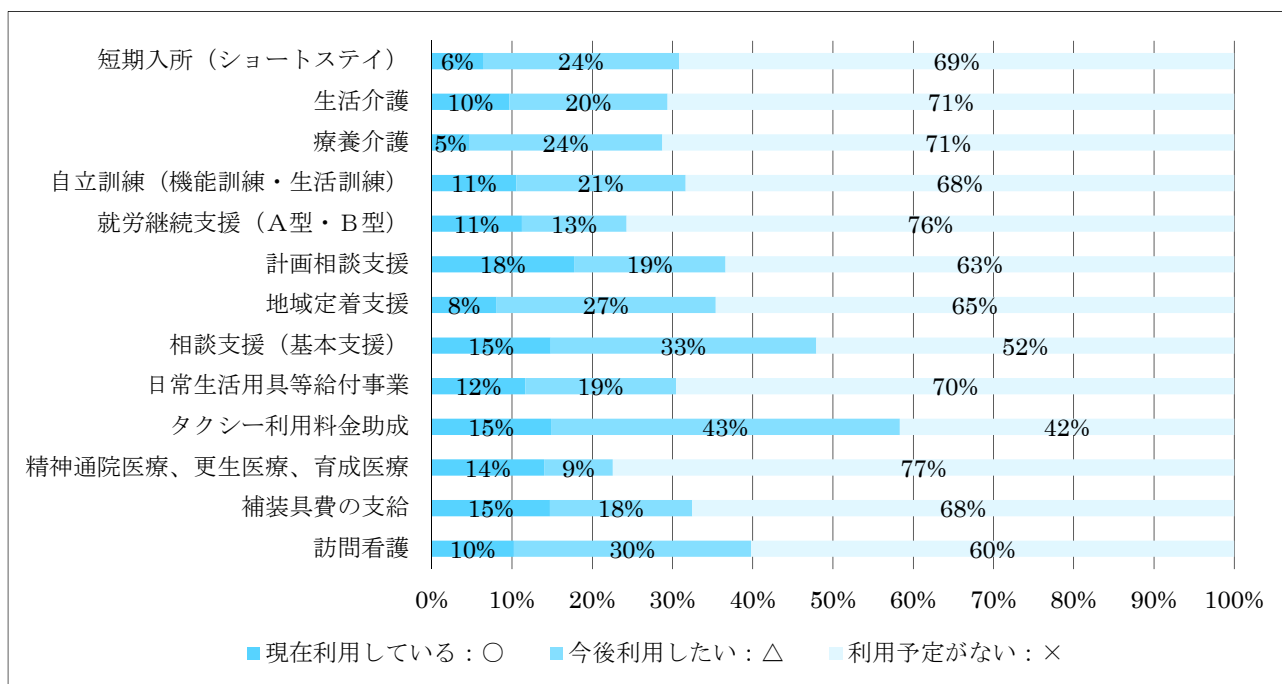
(エ) 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと（複数回答）



選択肢から最大3つを回答。有効回答nは、身体236、知的47、精神49。障がい別に極端な差はなく、「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発の充実」や「学校における人権教育の充実」等が多かった。

⑤障がい福祉サービス等の利用状況

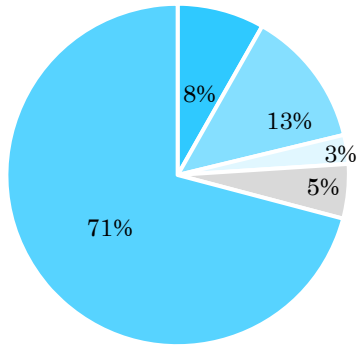
(ア) 現在利用しているサービス、今後利用したいサービス等



各種サービス全36種について、「現在利用している：○」、「今後利用したい：△」、「利用予定がない：×」を選択。グラフには、○または△が多かったサービスを抽出。サービス種別ごとの回答であるため、nは257～282とサービスごとに異なる。

障がい別にみると、身体障がいの方は「日常生活用具等給付事業」が○15%△21%、知的障がいの方は「計画相談支援」が○29%△7%、「成年後見制度利用支援」が○7%だが△54%、精神障がいの方は「就労定着支援」が○16%△28%となっている。

(イ) 要介護認定

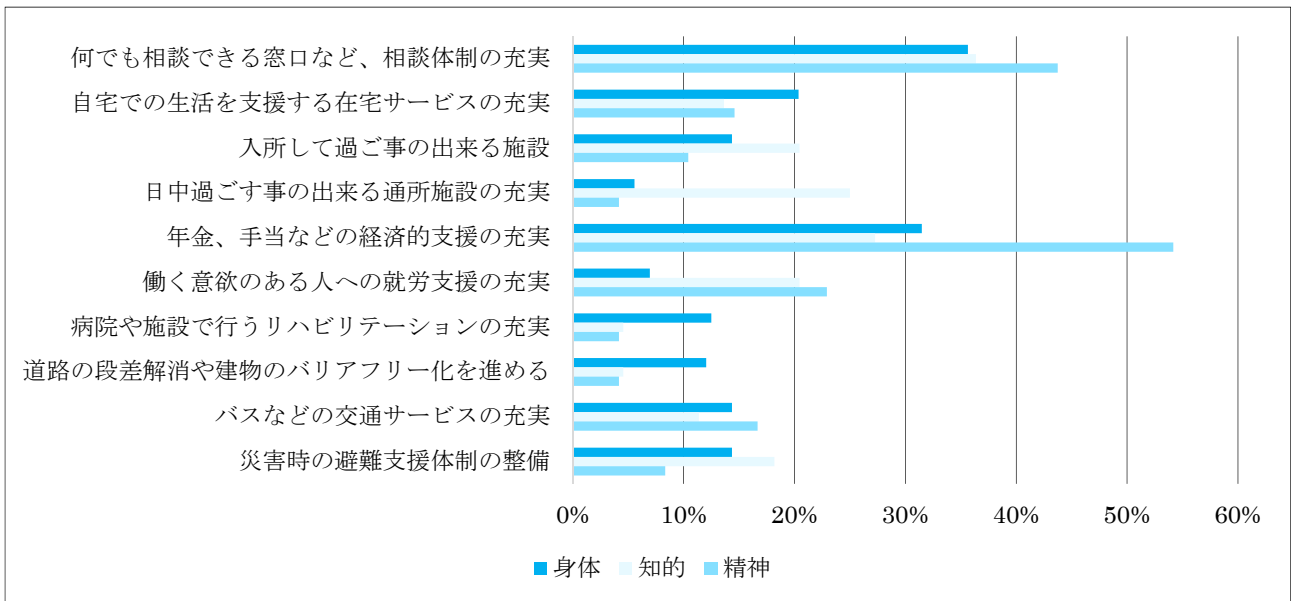


■ 要支援1・2 ■ 要介護1・2 ■ 要介護3
■ 要介護4・5 ■ 受けていない

nは292(40未満及び無回答を除く)。要介護認定者は29%であり、障がい別で最も多い身体障がいの方でも32%となっている。利用しているサービスは「福祉用具貸与」や「通所リハビリテーション」が比較的多い。

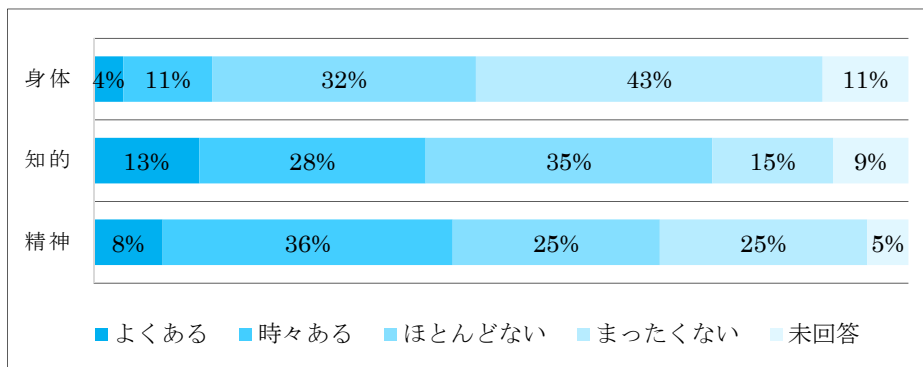
⑥市の施策、権利擁護、災害時の避難

(ア) 今後、諏訪市が取り組むべき施策(複数回答)



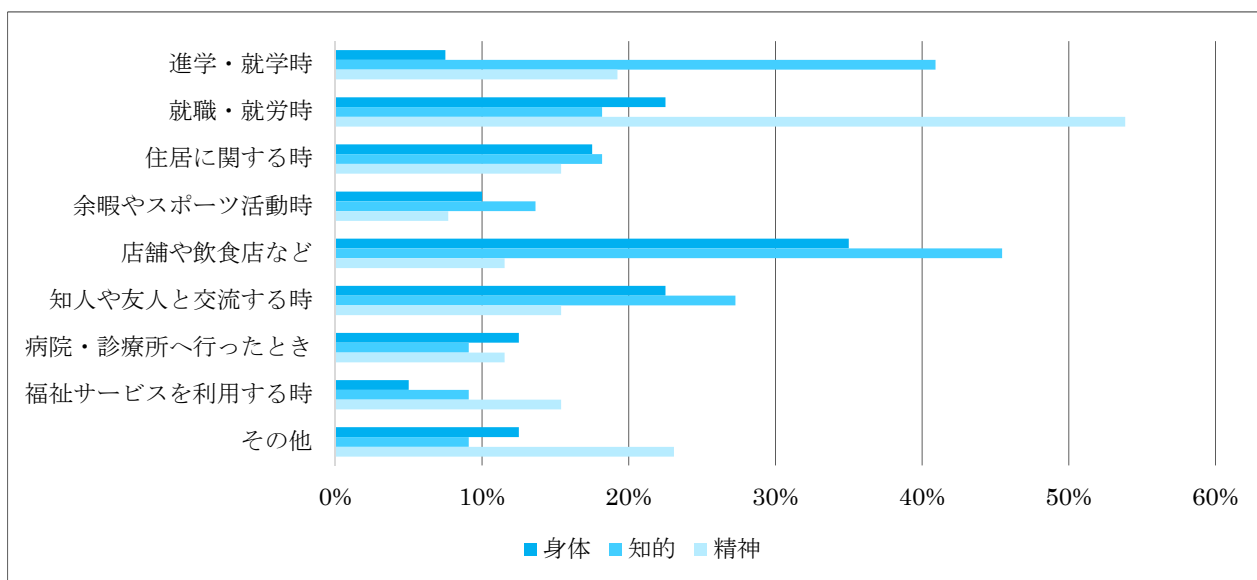
選択肢から最大2つを回答。有効回答nは、身体216、知的44、精神48。身体及び知的障がいの方は「何でも相談できる窓口など、相談体制の充実」が最も多かったが、精神障がいの方は「年金、手当などの経済的支援の充実」が最も多かった。

(イ) 差別の経験



無回答を除く有効回答nは、身体 246、知的 49、精神 56。身体障がいの方に比べ、知的障がいや精神障がいの方の「差別の経験」の割合が多い。

(イー1) 差別を経験した時（複数回答）



前問で差別の経験が「よくある」「時々ある」を選んだ方に「差別を経験した時」についての設問。nは身体 40、知的 22、精神 26。身体障がいの方は「店舗や飲食店など」、知的障がいの方は「進学・就学时」「店舗や飲食店など」、精神障がいの方は「就職・就労時」が多くなっている。

2 障がい者福祉サービス等の内容

種 類		サービス内容
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーが居宅で入浴や排せつ、着替え、食事などの介護や清掃などを行います。通院の付き添いなどもあります。
	重度訪問介護 【区分4以上】	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に対して、ヘルパーが居宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
	同行援護 【視覚障がい者】	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動の手伝いなどの外出支援を行います。
	行動援護 【区分3以上】	常時介護を必要とする行動上著しい困難がある方に対して、危険を避けるために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 【区分6】	介護の必要性がとて高い方に対して、複数のサービスを組み合わせることができます。 （居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、共同生活介護など）
日中活動系サービス	生活介護 【区分3以上】	常に介護を必要とする方に対して、昼間に入浴や排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、一定期間で身体機能向上のために必要な訓練を行います。 ○機能訓練 体に障がいのある方が、うまく体を動かすことができるように、訓練を受けることができます。（期間：1年6ヶ月間） ○生活訓練 知的・精神に障がいのある方が、施設や病院を退所・退院した際に地域での生活に困らないように、必要な訓練や生活に関する相談を受けることができます。（期間：2年間）
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に対して、一定期間で就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（期間：2年間）
	就労継続支援 A 型（雇用型）	雇用契約を結んで就労の機会を提供し、必要な訓練を行います。週20時間以上の勤務時間となり、雇用保険があります。
	就労継続支援 B 型（非雇用型）	生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題（困難さ）に対応するための支援を行います。
	療養介護 【区分5以上】	医療と常時介護を必要とする方に対して、病院で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所 （ショートステイ）	居宅での介護が困難な場合などに、短期間、施設などに入所して、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。
施設・居住系サービス	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力及び生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、及び改善点を見つけ、必要な支援を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間や休日に入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

種 類		サービス内容
相談支援	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するための計画づくりや、サービス利用状況の検証（モニタリング）、及び計画の見直し等を行います。
	地域相談支援 （地域移行支援・ 地域定着支援）	○地域移行支援 入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。（6ヶ月以内） ○地域定着支援 入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、及び地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。（1年以内）
	一般的な相談をしたい場合（障害者相談支援事業）	障がいのある方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報をお伝えすることや権利擁護のための支援等を行います。

種 類		サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	福祉型児童発達支援センターと児童発達支援事業所があります。心身の発達に心配のある児童やその家族に対する支援、生活習慣の向上や集団適応への支援を行います。センターでは通所支援のほか、地域支援も行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児について、放課後又は長期休暇中に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児について、保育所などへ訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	障害児入所支援	○福祉型障害児入所施設 施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。 ○医療型障害児入所施設 施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。入所支援に加え、医療を提供します。
	障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する全ての障がい児を対象にサービス等利用計画作成やモニタリングなどケアマネジメントを行います。

3 用語の説明

■ア行

あいさポーター研修

障がいのある人にちょっとした手助けや配慮をすることで、障がいのある人が暮らしやすい地域社会をつくることを目的にした研修。

インクルーシブ教育システム

障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組み。、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、生活する地域において教育の機会が与えられ、「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（障害者権利条約第 24 条）

インフォーマルサービス

家族、友人、ボランティア、地域住民など制度に基づかない支援のこと。

オストメイト対応トイレ

オストメイト（人工肛門や人工膀胱保有者の方）の方の利用に対応したトイレで、排せつ物等の処理をしやすい機能などを備えている。

おひさまマルシェ

障害者優先調達法を踏まえ、市役所職員や市民に広く障がい福祉事業所の業務、商品を知ってもらい、また物品販売により利用者の工賃アップにつなげることを目的として、H29 年度より、開催している。

○JT（オンザジョブトレーニング）

業務現場における日常的経験の積み重ねによって行う教育訓練

■カ行

基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成 24 年 4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。

強度行動障がい

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。

空床確保事業

短期入所を活用して常時の緊急受け入れ態勢を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に常時提供できる仕組みの構築を図る。

高次脳機能障がい

病気や事故によって脳が損傷を受けたために、言語や記憶などの機能に障がいがある状態。

■ サ行

災害時要援護者（避難行動要支援者）

災害が発生した時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るため、安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。改正災害対策基本法では「避難行動要支援者」と規定されているが、諏訪市では、「災害時要援護者」という。

G S V（グループスーパービジョン）

障がい者等を支援していく上での課題等について、支援者が集まり意見を出し合う中で、良い解決策や対応方法を検討していく手法

障がい者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なるが、いずれの手帳の所持者も障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられる。

障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等による障がい者の自立を促進することを目的とした法律

自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

精神障がい

統合失調症、気分障害（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。

■ 夕行

地域生活支援拠点

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

■ ナ行

長野県セルフセンター協議会

県内の福祉事業所、障害者支援施設などが加入し、全県的に障がい者の商品をPRして、販売促進や研修事業を行うとともに、地区ごとのネットワーキングを進めている。

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加できることが当たり前であるという考え方。

■ ハ行

8050 問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題

発達障がい

発達障害者支援法において、「発達障がい」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう（第2条）」と定義。

発達障がい者サポーター養成講座

発達障がいのある人が社会で適応して暮らすために、一般の人に障がいを理解してもらうための研修。

パーキング・パーミット（＝信州パーキング・パーミット）

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々からの申請に基づき、県内共通の利用証を交付

する制度。この制度の導入により、障がい者等用駐車場を利用できる方を明確にし、必要な方の利用をしやすくすることを目指している。

バリアフリー

社会生活上、障壁（バリア）となるものが除去された状態をいう。段差など物理的障壁を除去するためにバリアフリー設計が行われる。近年では、ハード面のみならず、ソフト面、例えば制度的、文化・情緒面、意識上の障壁を除去することもバリアフリーの範囲に含めるようになっている。

ピアサポーター

ピアサポートは、同じような共通項と対等性を持つ人同士（ピア）の支え合いを表し、ピアサポーターは、支え合いをする人を表す。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークで、平成29年7月にはJISの案内用図記号に追加され、全国に普及が進んでいる。

法定雇用率（＝障害者雇用率）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合。法定雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

■ ヤ行

有効求職者

公共職業安定所において求職登録をしている者のうち、就職未決定の求職者をいう。ただし、職業訓練を受講している者又は病気や障がいの悪化などにより、当分の間、職業紹介の対象とならない者（保留中の者）を除く。

要約筆記

聴覚障がい者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳。手書きやパソコンによって行う。

■ ラ行

ライフステージ

乳幼児期、児童期、青年期、成人期、老人期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な過程における各段階。

提言・情報提供等 協力・連携

諏訪地域障がい福祉自立支援協議会

〈構成員〉障がい福祉行政機関、障がい福祉サービス等事業所、当事者団体、関係機関・団体

役割

1. 地域の情報交換、研修
2. 課題となっている事項の協議
3. 障害福祉計画の検討、進捗状況の評価、協議
4. 相談支援事業の評価、課題協議
5. 障害者総合支援法等の円滑な推進

- 人材育成委員会
- 権利擁護委員会
- 地域生活支援拠点事業検討会
- フォーラム実行委員会

事務局

諏訪圏域障がい者総合支援センター (オアシス)



全体会議 (年2~3回程度)

会長・副会長・評価委員・協議会委員

- ・課題の協議、方針策定
- ・圏域市町村、長野県、関係機関等への提言
- ・部会の設置検討、許可
- ・意見聴取 等



課題・部会設置等提案・報告

提案回答
課題送致

報告

運営委員会 (年6回程度)

運営委員長・副運営委員長・運営委員

- ・課題の協議、検討、調整
- ・協議会への提案
- ・協議会の企画
- ・意見聴取 等



評価委員

- ・相談支援事業所の業務評価
- ・協議会への評価報告

行政連絡会 (随時)

- ・協議会検討事項の行政間の調整

課題送致
回答

課題送致
回答

提言
WG申請

検討課題指示
進捗状況確認
WG許可

課題送致

回答

専門部会 随時

- 地域生活支援部会
- 療育支援部会
- 就労支援部会
- 相談支援部会
- 医療的ケア部会

ワーキンググループ (WG) (任意設置)

事業評価

意見・検討依頼・提言等

個別支援会議 個別相談

サービス調整会議

各市町村・各種団体等

個別支援会議 個別相談

サービス調整会議

相談支援事業所

5 諏訪市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 諏訪市障害者福祉計画を策定するため、諏訪市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する

(任務)

第2条 委員会は、諏訪市障害者福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する調査及び研究を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 市長が特に必要と認めるもの

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(策定部会)

第6条 委員会に、計画策定に必要な調査、研究及び資料収集を行い、計画の素案を作るため、策定部会を置くことができる。

- 2 策定部会の部員は、計画の素案を作るために必要な関係機関のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 策定部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 策定部会の組織、運営その他の必要な事項は、委員長が定める。

(任期)

第7条 委員の任期は、計画を策定するまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成16年2月12日から施行する。

6 諏訪市障がい者福祉計画策定委員名簿

	団 体 名	代 表 者 名	備 考
団 体	手をつなぐ親の会	小 口 茂 子	
	視覚障害者福祉協会	小 須 田 園 子	
	聴覚障害者協会	北 原 一 司	
	NPO法人精神障害者家族会「やまびこ会」	井 上 雅 司	
関係機関	社会福祉協議会	北 沢 将 広	
	民生児童委員協議会	矢 崎 竹 代	
	医師会	宮 坂 圭 一	
	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会	牛 山 え み 子	
	こども課サポート園長（なかよし教室）	原 ゆ か り	
	長野県諏訪養護学校	宮 坂 菜 穂 子	
	諏訪圏域障害者就業・生活支援センターすわーくらいふ	秋 山 浩 樹	副委員長
	ボランティア・市民活動センター運営委員会	原 洋 子	
	人権擁護委員協議会	池 上 さ ゆ り	
事 業 所	諏訪圏域障がい者総合支援センター	鈴 木 美 和 子	委員長
	すわ湖のほとり	野 沢 江 里 香	
	この街支援センター	林 七 菜 子	
学識経験	長野県福祉大学校	田 丸 美 咲	

7 諏訪市障がい者福祉計画策定経過

年 月	内 容
R2. 6. 26 ～7. 31	障がい者福祉に関するアンケート調査実施 配布数 800件 回答数 364件 回収率 45.5% (身体障害者手帳所持者 回答数 275件) (療育手帳所持者 回答数 54件) (精神保健福祉手帳所持者 回答数 59件) *障がいの重複があるため、各障がい者の票数と合計は一致しない。
R2. 9～10	自立支援協議会が相談支援専門員を対象としたアンケートを実施
R2. 10. 13	第1回障がい者福祉計画策定委員会の開催 策定委員の委嘱(17名) 「障がい者福祉計画」「障がい(児)福祉計画」の策定について アンケート調査結果について
R2. 11～12	障がい関係団体との懇談会の開催
R3. 1. 08	第2回障がい者福祉計画策定委員会の開催 計画素案の説明(主要な改正事項)・協議
R3. 1. 22 ～2. 20	諏訪市障がい者福祉計画(案)を公表し、意見公募(パブリックコメント)を実施
R3. 3. 12	第3回障がい者福祉計画策定委員会の開催 主な改正事項の説明 計画案(修正案)の審議(計画案の決定)
R3. 3. 24	障がい者福祉計画の市長報告

諏訪市障がい者福祉計画

発行：令和3年3月発行

編集：諏訪市健康福祉部 社会福祉課

〒392 - 8511

諏訪市高島一丁目22番30号

電話 (0266) 52 - 4141
